

特定非営利活動法人 (NPO法人)

設 立 ・ 運 営 の 手 引

(この手引は、阪南市に対して設立認証等の申請や各種届出等を行う場合を対象にしています。)

令和6(2024)年6月

阪 南 市

目 次

第1章	特定非営利活動促進法の概要	
1	法の趣旨	1
2	NPO 法人の要件	4
3	NPO 法人設立の手続	7
4	NPO 法人の管理・運営	7
5	法人格取得後の義務	11
6	認定 NPO 法人制度の概要	12
第2章	NPO 法人の設立認証申請手続	
1	設立の認証のための申請手続	16
2	認証の基準	17
3	申請のフローチャート	18
4	申請に必要な書類	19
第3章	認証後の登記手続	
1	登記手続	48
2	登記完了届	51
第4章	NPO 法人の運営	
1	NPO 法人になってからの各種手続	53
2	事業報告書等の提出	56
3	役員に関して変更があった場合	85
4	定款を変更する場合	90
5	解散をする場合	111
6	合併をする場合	119
7	法人の認知度を高め、寄附金を集めやすくする方法	121
【別冊】		
FAQ (よくあるお問合せ)	FAQ -	1
様 式 集	様 -	1
資 料		
1	特定非営利活動促進法	資 - 2
2	大阪府特定非営利活動促進法施行条例	資 - 30
3	大阪府特定非営利活動促進法施行細則	資 - 36
4	組合等登記令	資 - 42

第1章 特定非営利活動促進法の概要

1 法の趣旨

特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）は、市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動（NPO法第2条第1項に規定する特定非営利活動をいう。以下同じ。）を行う団体に対して、迅速な手続のもと広く法人格を付与すること等により、特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、平成10（1998）年3月に制定され、同年12月1日に施行された法律です。

法人格を取得することによって、契約の主体となったり、資産の保有等の財産管理ができるようになります。また、社会的認知が得やすくなるとともに、個人やグループで活動を行うよりも、社会に対する強い影響が期待できます。一方では、法人としての社会的義務や責任が発生します。

また、平成24年4月の改正NPO法の施行により、運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています。

さらに、令和3年6月の改正NPO法の施行では、縦覧期間の短縮や住所等の公表等の対象からの除外、認定・特例認定NPO法人の提出書類の削減等により、NPO法人の設立及び運営の手続の迅速簡便化とNPO法人の事務負担軽減が図られるようになりました。

特定非営利活動法人の所轄庁

NPO法人の所轄庁は、その法人の事務所の所在地によって決められており、NPO法人の主たる事務所が所在する都道府県知事（その事務所が一の政令指定都市区域内のみに所在するNPO法人にあっては、当該政令指定都市の長）が所轄庁となります。

したがって、大阪府内に主たる事務所（※）を設置する法人は、活動場所が大阪府外や海外であっても、所轄庁は大阪府知事となります。ただし、政令指定都市である大阪市、堺市の区域のみに事務所を設置する法人の所轄庁は、それぞれ大阪市長、堺市長となります。

また、2つ以上の都道府県に事務所を設置する法人については、主たる事務所が大阪府内にある法人の所轄庁は大阪府知事となります。

大阪府においては、府内の各市町村の区域内のみに事務所を設置する法人に係る認証事務（認定（特例認定）NPO法人に係る事務を除く）については、事務処理の権限を移譲しています。したがって、各市町村内のみに事務所を設置する団体は、各市町村長に設立認証の申請（認定（特例認定）NPO法人に係る事務を除く）等を行うことになります。

※事務所とは：法人の事業活動の中心である一定の場所で、一般的には、責任者が所在し継続的に業務が行われる場所を指します。NPO法では、すべての事務所において、事業報告書等を備え置き、閲覧に供することを義務づけていますので、そのような対応が可能な体制を整備する必要があります。

法律上の所轄庁となった政令指定都市（当該政令指定都市のみに事務所を置く法人）

政令指定 都 市	窓口（お問合せ先） （認定（特例認定）NPO法人に係る事務を含む）	電話番号
大 阪 市	市民局総務部NPO法人担当	06-6208-9864(直通)
堺 市	市民生活部生涯学習課市民活動係	072-228-7631(直通)

事務処理の権限を移譲した市町村（当該市町村のみに事務所を置く法人）

市町村名	窓口（お問合せ先）	電話番号
岸 和 田 市	市民環境部自治振興課協働推進担当	072-423-9740(直通)
豊 中 市	市民協働部コミュニティ政策課	06-6858-2041(直通)
池 田 市	市民活動部コミュニティ推進課	072-754-6641(直通)
吹 田 市	市民部市民自治推進室	06-6384-1326(直通)
泉大津市	総合政策部市民協働推進課	0725-33-1131 (内2446・2448)
高 槻 市	市民生活環境部コミュニティ推進室	072-674-7462(直通)
貝 塚 市	総合政策部魅力づくり推進課市民協働室	072-433-7230(直通)
守 口 市	市民生活部コミュニティ推進課	06-6992-1520(直通)
枚 方 市	市長公室市民活動課	072-841-1273(直通)
茨 木 市	市民文化部共創推進課市民活動グループ	072-631-0277(直通)
八 尾 市	人権ふれあい部コミュニティ政策推進課 市民活動支援係	072-924-3818(直通)
泉佐野市	市民協働部自治振興課市民協働係	072-463-1212(内2277)
富田林市	市民人権部人権・市民協働課市民協働係	0721-25-1000(内473)
寝屋川市	市民活動部市民活動振興室	072-825-2120(直通)
河内長野市	自治安全部自治協働課	0721-53-1111(内706・707)
松 原 市	市民協働部市民協働課	072-334-1550 (内2521・2522)
大 東 市	市民生活部市民政策課	072-872-2181 (内3124・3414)
和 泉 市	市長公室広報・協働推進室公民協働推進担当	0725-99-8103(直通)
箕 面 市	人権文化部生涯学習・市民活動室	072-724-6729(直通)
柏 原 市	市民部地域連携支援課	072-971-8305(直通)
羽 曳 野 市	市民人権部市民協働ふれあい課	072-958-1111 (内1060)
門 真 市	市民文化部地域政策課	06-6902-5612(直通)
摂 津 市	生活環境部自治振興課	06-6383-1357(直通)
高 石 市	総合政策部秘書課市民活動推進係	072-275-6814(直通)
藤 井 寺 市	市民生活部協働人権課	072-939-1331(直通)

東大阪市	市民生活部地域活動支援室	06-4309-3161(直通)
泉南市	行政経営部政策推進課計画推進係	072-483-0004(直通)
四條畷市	市民生活部地域振興課	072-877-2121 (内341・542・543)
交野市	総務部地域振興課	072-892-0121(内217)
大阪狭山市	政策推進部公民連携・協働推進グループ	072-366-0011 (内240・242)
阪南市	未来創生部政策共創室	072-489-4507(直通)
島本町	総合政策部人権文化センター	075-962-4402
豊能町	総務部広報職員課	072-739-3413(直通)
能勢町	総務部住民課	072-734-0107(直通)
忠岡町	町長公室総務課	0725-22-1122
熊取町	総合政策部企画経営課政策企画グループ	072-452-9016(直通)
田尻町	総務部企画人権課企画係	072-466-5019(直通)
岬町	まちづくり戦略室企画政策推進担当企画地方創生担当	072-492-2775(直通)
太子町	政策総務部総務財政課	0721-98-0300
河南町	総合政策部秘書企画課	0721-93-2500(内214・211)
千早赤阪村	総務部総務課	0721-72-0081(内222)
○大阪府内の<u>複数の市町村</u>に事務所を置く法人 ○<u>2つ以上の都道府県</u>に事務所を設置する法人で<u>主たる事務所が大阪府内</u>にある法人 ■ 申請の手続きや制度の内容についてのお問合せ、事前相談の予約受付は… 阪南市 未来創生部 政策共創室 〒599-0292 阪南市尾崎町35-1 Tel 072-489-4507(直通) Fax 072-473-3504 E-mail seisaku@city.hannan.lg.jp HP https://www.city.hannan.lg.jp/kakuka/mirai/seisaku/npo/index.html		

○権限移譲等に伴う法人に関する事務手続きの窓口

- ①政令指定都市である大阪市及び堺市のみに事務所を設置する法人及びこのような法人の設立認証申請並びに認定（特例認定を含む）特定非営利活動法人に係る認定等事務を行う場合の窓口は、大阪市役所及び堺市役所になります。
- ②大阪府内各市町村の区域内のみに事務所を設置する法人及びこのような法人の設立認証申請を行う場合の窓口は、それぞれの市役所又は町村役場になります。
- ③なお、府内で複数の市町村の区域に事務所を置く法人並びに2つ以上の都道府県に事務所を設置する法人で主たる事務所を大阪府内に設置する法人及びこのような法人の設立認証申請を行う場合の窓口は、大阪府庁（大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）3階）になります。
※上記の②③に該当する法人の認定（特例認定を含む）特定非営利活動法人に係る認定等事務を行う場合の窓口は、大阪府となります。

2 NPO法人の要件

NPO法人は、阪南市の認証を受け、法務局で登記することにより成立します。NPO法に基づいて、NPO法人になれる団体は、次のような基準に適合することが必要です。これらの要件は、すべてNPO法に定められており、設立時の基本財産や過去の活動実績の有無などは、NPO法人の設立要件ではありません。

- ① 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること
- ② 営利を目的としないものであること（利益を社員で分配しないこと）
- ③ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- ④ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
- ⑥ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと
- ⑦ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと
- ⑧ 10人以上の社員を有するものであること

【目的に関すること】

(1) 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること

特定非営利活動とは、次の（イ）と（ロ）の両方にあてはまる活動のことです。

（イ） NPO法に定める20のいずれかの活動に該当する活動

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - ② 社会教育の推進を図る活動
 - ③ まちづくりの推進を図る活動
 - ④ 観光の振興を図る活動
 - ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
 - ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - ⑦ 環境の保全を図る活動
 - ⑧ 災害救援活動
 - ⑨ 地域安全活動
 - ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - ⑪ 国際協力の活動
 - ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
 - ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
 - ⑮ 科学技術の振興を図る活動
 - ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
 - ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - ⑱ 消費者の保護を図る活動
 - ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
 - ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
- …大阪府条例で定めている活動はありません。

（ロ） 不特定多数の利益（※）の増進に寄与することを目的とする活動

※不特定多数の利益とは、社会全般の利益を意味し、活動の受益者が特定されないこと、構成員相互の利益（共益）を目的とする活動ではないことをいいます。

(2) 営利を目的としないこと

「営利を目的としない」とは、特定非営利活動に係る事業を行うことで利益を得ることを禁止する規定ではなく、それによって得た利益を構成員（役員や社員）に分配してはならない、という規定です。したがって、利益が生じた場合は、次年度の活動のために繰り越すことになります。

また、財産を構成員に還元することはできず、NPO法人を解散する際の残余財産の帰属先は、国・地方公共団体、又は定款で定める特定非営利活動法人・公益法人等に限定されています。

NPO法人は特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、その他の事業を行うことができます。その他の事業とは、特定非営利活動に係る事業、すなわち、NPO法人の目的を達成するために行う事業以外の事業をいい、その利益は特定非営利活動に充てられることとされています。したがって、NPO法人は、特定非営利活動に係る事業及びその他の事業のいずれにおいても利益を得ることができますが、それらは特定非営利活動のために使用することとなります。

(3) 宗教活動を主たる目的としないこと

「宗教活動」とは、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することをいいます。

(4) 政治上の主義の推進・支持・反対を主たる目的としないこと

「政治上の主義」とは、政治によって実現しようとする基本的な原理・原則のことをいいます。

(5) 特定の公職の候補者、公職者又は政党の推薦・支持・反対を目的としないこと

「特定の公職」とは、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議員及び長の職をいいます。

【社員に関すること】

(1) 社員が10人以上であること

「社員」は、法人の構成員であり、法人の最高意思決定機関である総会において議決権を持ち、法人の意思決定に参画します。多くのNPO法人では、正会員と呼称されています。

社員は個人又は法人、人格なき社団（いわゆる任意団体）のいずれでもよく、国籍、住所地等の制限はありません。

(2) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと

NPO法人は市民に開かれた団体であるべき、という観点から、社員の最も基本的な権利に関わる加入・脱退の自由を正当な理由なく制限することは禁止されており、NPO法人の設立趣旨や活動目的に賛同する一般の人・法人等の入会を妨げるような条件を設定することはできません。

但し、活動目的、事業計画等に照らして、合理的な理由がある場合は「不当な条件」となりませんが、定款や組織、事業計画等から個別に判断することになります。

社員と会員の違いって…？

「社員」とは、日常的に使われる「従業員や職員またはスタッフ」のことではなく、NPO法人の「構成員」のことをいい、NPO法上、10人以上でNPO法人が設立できることとされています。

一方、「会員」にはNPO法上の位置づけはありませんが、多くのNPO法人が定款で会員を置くこととし、その種別を定めています。「社員」は「正会員」と呼称されることが多く、ほかに、NPO法人のサポーターとして賛助会員を置いているNPO法人も多く見受けられます。また、NPO法人によっては、サービスの円滑な提供という目的から、受益者を「サービス利用会員」と呼称している例もあります。

会員	正会員（NPO法でいう「社員」）
	NPO法人の構成員。議決権あり。必置。
	賛助会員
	NPO法人のサポーター。議決権なし。必置ではない。
	サービス利用会員
	NPO法人が提供するサービスの受益者。議決権なし。
	サービスを円滑に提供するために便宜上置かれることもある。

【役員に関すること】

(1) 理事3人以上、監事1人以上であること

役員には、理事と監事が必要です。

理事は、それぞれが、NPO法人の執行機関として、NPO法人の業務を代表(※)します。

(※) 定款をもって、その代表権を制限することができます。

監事は、理事の業務、NPO法人の財産の状況について監査します。

監事は、理事又はNPO法人の職員を兼ねることはできません。

(2) 次に掲げる欠格事由に該当しないこと

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・NPO法又は暴対法等(*1)により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・暴力団の構成員等(*2)
- ・NPO法第43条の規定により設立認証を取り消された法人の解散時の役員で、取消の日から2年を経過しない者

(*1) 暴対法等:

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法第204条(傷害)、206条(現場助勢)、208条(暴行)、208条の2(凶器準備集合及び結集)、222条(脅迫)、247条(背任)、暴力行為等処罰に関する法律

(*2) 暴力団の構成員等:

暴力団の構成員の他に、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。

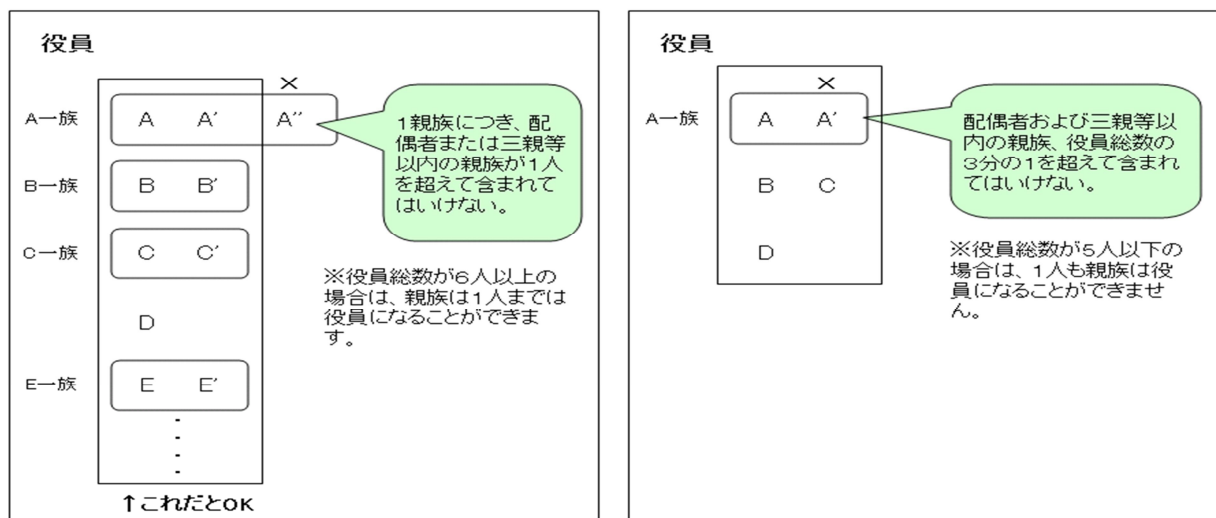
- ・心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

(3) 親族等の制限規定に違反しないこと

- ・それぞれの役員について、配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれないこと
- ・それぞれの役員とその配偶者及び三親等以内の親族が、役員総数の3分の1を超えて含まれないこと

従って、

- ① 役員総数が6人以上の場合は、親族は1人までは役員になることができます。
- ② 役員総数が5人以下の場合は、1人も親族は役員になることはできません。



(4) 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること

報酬とは、役員の職務執行の対価として支払われる財産上の利益（金銭、物品等）であり、NPO法人の職員の労働の対価としての賃金又は給与（金銭、物品等）を支払う場合は、この報酬には当たりません。また、会議等に出席した場合の旅費等は、「費用の弁償」であり、これも報酬には含まれません。

〔その他〕

・次に掲げる団体に該当しないものであること。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）
- ② 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体

3 NPO法人設立の手続

NPO法人を設立するためには、NPO法に定められた書類を添付した申請書を、阪南市長に提出し、設立の認証を受けることが必要です。提出された書類の一部（役員名簿については、役員の住所又は居所に係る記載を除いたもの。以下「特定添付書類」といいます。）を、申請書を受理した日から2週間、公衆の縦覧に供するとともに、遅滞なく、申請があった旨、申請のあった年月日及び特定添付書類に記載された事項を、インターネットの利用（公報への掲載でも可）により公表することとなります。

阪南市長は、正当な理由がない限り、申請書を受理した日から縦覧期間の2週間経過後、2カ月以内に認証又は不認証の決定を行います。

設立の認証後、登記することにより法人として成立することになります。

※提出書類は次のとおりとなります。なお下線部分の書類は、公衆の縦覧に供する書類に該当します。なお、役員名簿については役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを公衆の縦覧に供します。

①特定非営利活動法人設立認証申請書

②定款

③役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）

④役員の就任承諾及び誓約書の謄本

⑤各役員の住所又は居所を証する書面

⑥社員のうち10人以上の者の名簿

⑦法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面

⑧設立趣旨書

⑨設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

⑩設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

⑪設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（当分の間、収支予算書による提出も可。以下同じ。）

阪南市におきましては、法人の円滑な設立等にあたり、事前相談を受け付けておりますので、ご利用いただきますようお願いします。

4 NPO法人の管理・運営

NPO法人は、NPO法やその他の法令、定款の定めにしたがって適切な管理運営を行わなければなりません。NPO法人の管理・運営を行うにあたっては、特に次の点にはご注意ください。

(1) 活動の原則

NPO法人は、特定の個人・法人その他の団体の利益を目的として事業を行ってはなりません。
また、NPO法人を特定の政党のために利用してはなりません。

(2) 総会の開催

NPO法人の事務は、定款で理事等の役員に委任しているもの以外は、総会の決議に基づいて行います。

通常総会は少なくとも毎年1回開催しなければなりません。

理事が必要であると認めるときや社員総数の5分の1以上（定款で増減可能）から請求があったときは、臨時総会を開催することができます。

(3) 役員の役割

NPO法人には、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければなりません。理事は法人を代表^(※1)し、定款に特別の定めがない時はその過半数^(※2)をもって業務を決定します。役員の変更等(再任の場合でも)があった場合は、阪南市長に届け出ることが必要となります。なお、役員には暴力団の構成員等はなれないなどの欠格事由のほか、親族の数、報酬を受ける者の数等に制限が設けられています。

(※1) 定款をもって、その代表権を制限することができます。

(※2) 定款において特別の定めを置くことができます。

・理事の職務

理事は、それぞれが、NPO法人の執行機関としてNPO法人を代表します。

定款の中で、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。」と規定するなど、他の理事の代表権が制限されている場合は、その範囲において権限を有します。

① 仮理事、特別代理人の選任

理事が欠けたとき、それによって損害が生ずるおそれのある場合は、利害関係人からの請求により、阪南市長が仮理事を選任します。

また、NPO法人と理事の利益が相反する場合は、その理事は代表権を持ちません。利害関係人からの請求により、阪南市長が特別代理人を選任します。

② 不法行為責任

理事がその職務を行うにつき、故意又は過失によって他人の権利を侵害した場合で、これによって他人に損害を与えた場合は、NPO法人が損害賠償の責任を問われる可能性があります。但し、NPO法人の目的の範囲外の行為によって、他人に損害を与えたときは、その事項の議決に賛成した理事及びこれを履行した理事が連帯して賠償の責任を問われる可能性があります。

③ 解散したとき

NPO法人が解散したとき（破産手続開始の決定による解散以外の場合）は、理事が清算人となります。（定款に別の定めがあるとき、又は総会で理事以外の人を選任したときを除く）

④ 罰則の適用

NPO法人が、NPO法に違反したときは、罰則が適用され、理事（又は監事・清算人）は、罰金又は過料に処せられる可能性があります。

・監事の職務

監事は、次の職務を行います。

① 理事の業務執行の状況を監査すること

② NPO法人の財産の状況を監査すること

③ 前2号の規定による監査の結果、このNPO法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は阪南市

長に報告すること

- ④ 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること
- ⑤ 理事の業務執行の状況又はNPO法人の財産の状況について、理事に意見を述べること
- ⑥ その他、定款に定める事項

監事は、法人の業務のチェック機関ですので、業務を執行する理事又はNPO法人の職員を兼ねることはできません。

(4) その他の事業

NPO法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、特定非営利活動以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができます。その他の事業で利益を生じた場合は、その利益を特定非営利活動に係る事業のために使用しなければなりません。また、その他の事業に関する会計は特定非営利活動に係る会計と区分しなければなりません。

(5) 事業報告書等

毎事業年度初めの3か月以内に、前事業年度の事業報告書、計算書類（活動計算書（当分の間、収支計算書による提出も可）、貸借対照表）、財産目録などを作成し、役員名簿及び定款等と併せてすべての事務所に備え置き、社員及び利害関係人に閲覧させるとともに阪南市長に提出することが必要です。

また、貸借対照表については、その作成後遅滞なく、定款で定めた方法により公告しなければなりません。

法人の会計については、正規の簿記の原則に従って会計簿を記帳するなど、NPO法に定められた原則に従い会計処理を行わなければなりません。

阪南市長は、NPO法人から提出を受けた書類を府民等の閲覧に供します。なお、これらの書類に記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを閲覧に供します。

阪南市においては、これらの閲覧書類以外でも、大阪府情報公開条例に基づき、情報の公開請求があれば、個人のプライバシーに関する情報等を除き原則として公開することとしています。

事業報告書等のインターネット上での情報提供について…

NPO法人の運営の健全性は、所轄庁の監督によってではなく、その運営が市民の緩やかな監視のもとに置かれることによって担保されるものである、というNPO法の趣旨を踏まえ、大阪府においては、事業報告書等については、NPO法に基づく大阪府庁での書面による閲覧に加えて、アクセスのしやすさという観点から、インターネット上においても閲覧用書類を情報提供しています（ただし、一部の書類については、インターネット上は公開していません。）。なお、これらの書類に記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを閲覧に供します。

内閣府 NPO 法人ポータルサイト <https://www.npo-homepage.go.jp/>

★大阪府内各市町村の区域のみに事務所を設置する法人についても、内閣府 NPO 法人ポータルサイトで情報提供しています。

(6) 定款変更

定款を変更するためには、総会の議決を経た上で、下記①～⑩に関する事項について変更を行う場合には、阪南市長の認証が必要です。

下記①～⑩に関する事項以外の定款の変更については、阪南市長の認証は不要です。

なお、この場合にも、定款変更後に阪南市長に届け出ることが必要です。

(詳細は第4章を参照)

定款の変更にあたり阪南市長の認証が必要となるのは

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限ります。）
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項（役員の定数に係るものは除きます。）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限ります。）
- ⑩ 定款の変更にに関する事項

上記①～⑩に関する事項以外の定款の変更については、阪南市長の認証は不要です。ただし、定款変更後遅滞なく、**阪南市長に届出が必要**となります。

(7) 合併、解散

NPO法人は、総会での議決・所轄庁の認証等の一定の手続きを経て、別のNPO法人との合併又は解散を行うことができます。NPO法人が解散する場合、残余財産は、定款で定めた者に帰属しますが、その定めがない場合は、国又は地方公共団体に譲渡するか、最終的には、国庫に帰属することとなります。

(注) 定款で定めることができる残余財産の帰属すべき者は、①～⑥に掲げる者のうちから選定されなければなりません。

- ① 他の特定非営利活動法人
- ② 国又は地方公共団体
- ③ 公益社団法人、公益財団法人
- ④ 学校法人
- ⑤ 社会福祉法人
- ⑥ 更生保護法人

(8) 監督等

阪南市長は、法令違反等一定の場合に、NPO法人に対して、報告を求めたり、検査を実施し、場合によっては、改善措置を求めたり、設立認証を取り消すことがあります。また、法に違反した場合には、罰則が適用されることがあります。

① 報告徴収・検査

NPO法人が法令や法令に基づく行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認める相当な理由があるときは、阪南市長は、NPO法人の業務又は財産の状況に関し、報告をさせ、又はその職員に検査をさせることがあります。

② 改善命令

阪南市長は、次の事項が認められる場合は、NPO法人に対して、その改善のために必要な措置を取るよう命ずることがあります。

- ・NPO法第12条第1項第2～4号に規定する法人の要件を欠くとき
- ・法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反するとき
- ・その運営が著しく適正を欠くとき

③ 設立認証の取消し

阪南市長は、次の場合には行政手続法に定める聴聞手続を経て、NPO法人の設立の認証を取り消すことがあります。

- ・NPO法人が改善命令に違反し、他の方法により監督の目的を達することができないとき
- ・3年以上にわたって事業報告書等の提出を行わないとき
- ・NPO法人が法令に違反した場合において、改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないとき
- ・設立認証を受けた者が設立の認証があった日から6か月を経過してもなお、登記をしないとき

(9) 罰則規定

改善命令に違反した場合は、50万円以下の罰金に処せられるほか、登記することを怠ったときや、各種届出義務、事業報告書等の作成・備え置き・提出義務等に違反したとき、虚偽の事業報告書の提出、検査忌避を行ったときには、20万円以下の過料に処せられることがあります。

罰 則

- (1) 50万円以下の罰金（NPO法第78条及び第79条）
 - ・改善命令違反
- (2) 20万円以下の過料（NPO法第80条）
 - ・登記義務違反
 - ・財産目録の作成・備え置き義務違反
 - ・役員の変更の届出義務違反及び定款変更の届出義務違反
 - ・事業報告書等の事務所への備え置き義務違反
 - ・定款変更に係る登記事項証明書提出、事業報告書等の阪南市長への提出義務違反
 - ・合併時の財産目録、貸借対照表の作成・備え置き義務違反
 - ・合併時の債権者に対する公告・催告義務違反、及び異議を述べた債権者に対する弁済等義務違反
 - ・理事又は清算人の破産手続開始の申立て義務違反
 - ・貸借対照表の公告義務違反、清算人の債権者に対する債権申出の公告義務違反及び清算人の破産手続開始の申立てに関する公告義務違反
 - ・阪南市長の報告徴収、立入検査に対する虚偽報告、検査忌避等
- (3) 10万円以下の過料（NPO法第81条）
 - ・特定非営利活動法人の名称使用制限違反

など

5 法人格取得後の義務

法人格取得後は、NPO法及びその他の法令並びに定款の定めにしたがって活動しなければなりません。特に次の点にはご留意ください。

(1) 事業報告書等の情報公開と所轄庁への提出

法人は、毎事業年度初めの3か月以内に、前事業年度の事業報告書等を作成しなければなりません。これらの書類は、役員名簿及び定款等と併せてすべての事務所に備え置き、社員及び利害関係人に閲覧させるとともに、阪南市長に提出し、一般公開さ

れることとなります。なお、阪南市においてこれらの書類を閲覧に供する場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを閲覧に供することとなります。

また、貸借対照表については、その作成後遅滞なく、定款で定めた方法により公告しなければなりません。

閲覧に供される書類

- ①事業報告書
- ②貸借対照表
- ③活動計算書（当分の間、収支計算書でも可）
- ④財産目録
- ⑤年間役員名簿（前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ⑥社員のうち10人以上の者の名簿
- ⑦役員名簿
- ⑧定款
- ⑨認証・登記に関する書類の写し

(2) 納税

法人に対しては、いろいろな税金が課せられます。ここでは、一部例を挙げて説明しますが、詳細については、お近くの税務署、府税事務所等にご相談ください。

国税である法人税については、法人税法に規定された「収益事業」（その性質上その事業に附随して行われる行為を含みます。）から生じる所得に対して課税されることとなります。（※1）

地方税（法人住民税（法人税割）及び事業税）も、収益事業から生じた所得に対して課税されます。また、法人住民税（均等割）は、所得の有無にかかわらず原則として課税されます。

（※1）法人税法上の収益事業は、販売業、製造業その他下記の事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます（法人法23、法人令5①）。

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業

特定非営利活動に係る事業であっても、法人税法上の定義に該当すれば、収益事業とみなされます。

6 認定NPO法人制度の概要

認定NPO法人制度は、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために設けられた措置であり、NPO法人のうち一定の要件を満たすものについて、大阪府知事が認定する制度です。

知事が認定（特例認定）する法人は、大阪府内に主たる事務所のあるNPO法人です。
ただし、大阪市、堺市のみに事務所のあるNPO法人は大阪市長、堺市長が認定（特例認定）します。

※ 認定（特例認定）NPO法人に係る事務については、事務処理の権限が移譲されていないため、直接大阪府へ手続きが必要です。

(1) 認定NPO法人とは

認定NPO法人とは、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テスト（PST）を含む。）に適合したものとして、大阪府知事（ただし大阪市、堺市のみに事務所がある場合は大阪市長、堺市長）の認定を受けたNPO法人をいいます。

(2) 特例認定NPO法人とは

特例認定NPO法人とは、NPO法人であって新たに設立されたもの（設立後5年以内のものをいいます。）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テスト（PST）は含まれません。）に適合したものとして、大阪府知事（ただし大阪市、堺市のみに事務所がある場合は大阪市長・堺市長）の特例認定を受けたNPO法人をいいます。

(3) 認定NPO法人等になることによるメリット

①寄附者に対する税制上の措置

イ 個人が寄附した場合

個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます（措法41の18の2①②）。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定NPO法人等に個人が寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます（地方税法37の2①三・四、314の7①三・四）。

ロ 個人が現物資産を寄附した場合

個人が認定NPO法人等に対し、土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合のみなし譲渡所得税について、その寄附財産を基金に組み入れる方法により管理するなどの一定の要件を満たす場合、国税庁長官の非課税承認又は不承認の決定が申請から一定期間内に行われなかったときに自動的に承認があったものとみなされます。また、非課税措置の適用を受けた寄附資産について、基金に組み入れて管理し、その後買い換えた資産を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合には、国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置の適用を受けることができます（措法40）。

ハ 法人が寄附した場合

法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（措法66の11の2②）。

ニ 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人（特例認定NPO法人は適用されません。）に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、

その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません（措法 70⑩）。

②認定NPO法人のみなし寄附金制度

認定NPO法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（特例認定NPO法人は適用されません。措法 66 の 11 の 2②）。

(4) 認定の基準

認定NPO法人等になるためには、次の基準に適合する必要があります。

認定の基準

- ①パブリック・サポート・テスト（PST）（※）に適合すること（特例認定NPO法人は除きます）
 - ②事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。
 - ③運営組織及び経理が適切であること
 - ④事業活動の内容が適正であること
 - ⑤情報公開を適切に行っていること
 - ⑥事業報告書等を所轄庁に提出していること
 - ⑦法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
 - ⑧設立の日から1年を超える期間が経過していること
- （*）上記①～⑧の基準を満たしていても（特例認定NPO法人は①を除きます）欠格事由（法 47）に該当するNPO法人は、認定（特例認定）を受けることはできません。

※パブリック・サポート・テスト（PST）基準とは、次のイ～ハのいずれかの基準に適合することです。

- イ 総収入に占める寄附金収入の割合が 5分の1以上であること
- ロ 各事業年度に3,000円以上の寄附金を年100人以上から受けること
- ハ 事務所（主たる又はその他の事務所）所在地の自治体の条例で個別指定を受けていること（大阪府では「ハ」の条例指定制度を導入しています。）

(5) 欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当するNPO法人は認定等を受けることができません。

- ① 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人
 - イ 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

- ハ NPO法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ニ 暴力団又はその構成員等

- ② 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない法人
- ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- ④ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人
- ⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から 3 年を経過しない法人
- ⑥ 暴力団又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

(6) 認定等の有効期間等

- ・ 認定の有効期間は、大阪府知事による認定の日から起算して5年となります。
- ・ 特例認定の有効期間は、大阪府知事による特例認定の日から起算して3年となります。

なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする認定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（特例認定の有効期間の更新はありません。）。

第2章 NPO法人の設立認証申請手続

1 設立の認証のための申請手続

(1) 認証の申請

イ NPO法人を設立するためには、次の①～⑩の書類を添付した「特定非営利活動法人設立認証申請書（様式第1号）」を阪南市長に提出し、設立の認証を受ける必要があります。

- ① 定款
- ② 役員名簿（役員の氏名及び住所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ③ 役員の就任承諾及び誓約書の謄本
- ④ 役員の住所又は居所を証する書面
- ⑤ 社員のうち10人以上の氏名及び住所又は居所を示した書面
- ⑥ 確認書
- ⑦ 設立趣旨書
- ⑧ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- ⑨ 設立当初の事業年度及び翌年度の事業計画書
- ⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(当分の間、収支予算書でも可)

ロ 阪南市長は、認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次の①及び②に掲げる事項をインターネットの利用（公報への掲載でも可）により公表するとともに、上記①、②、⑦、⑨、⑩の書類は、申請書を受理した日から2週間、公衆の縦覧に供します。なお、②の役員名簿については、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを公衆の縦覧に供します。

（公表事項）

- ① 申請のあった年月日
- ② 特定添付書類(※)に記載された事項

※特定添付書類とは、提出された書類の一部で、役員名簿については、役員の住所又は居所に係る記載を除いたものをいいます。

ハ 提出書類に不備があるときは、その不備が大阪府条例で定める軽微なもの(※)である場合に限り、補正をすることができます（申請書を受理した日から1週間に満たない場合に限りです）。

※軽微な不備とは、誤記その他これらに類する明白な誤りに係るものをいう。

(2) 認証又は不認証の決定

阪南市長は、正当な理由がない限り、申請書を受理した日から縦覧期間の2週間経過後、2カ月以内に認証又は不認証の決定を行い、書面により通知します。

(3) 法人成立後の届出

設立の認証後、申請者が、主たる事務所の所在地において設立の登記を行うことで法人が成立します。設立の登記は、組合等登記令に従って、設立認証の通知があった日から2週間以内に行う必要があります（組登令2①）。

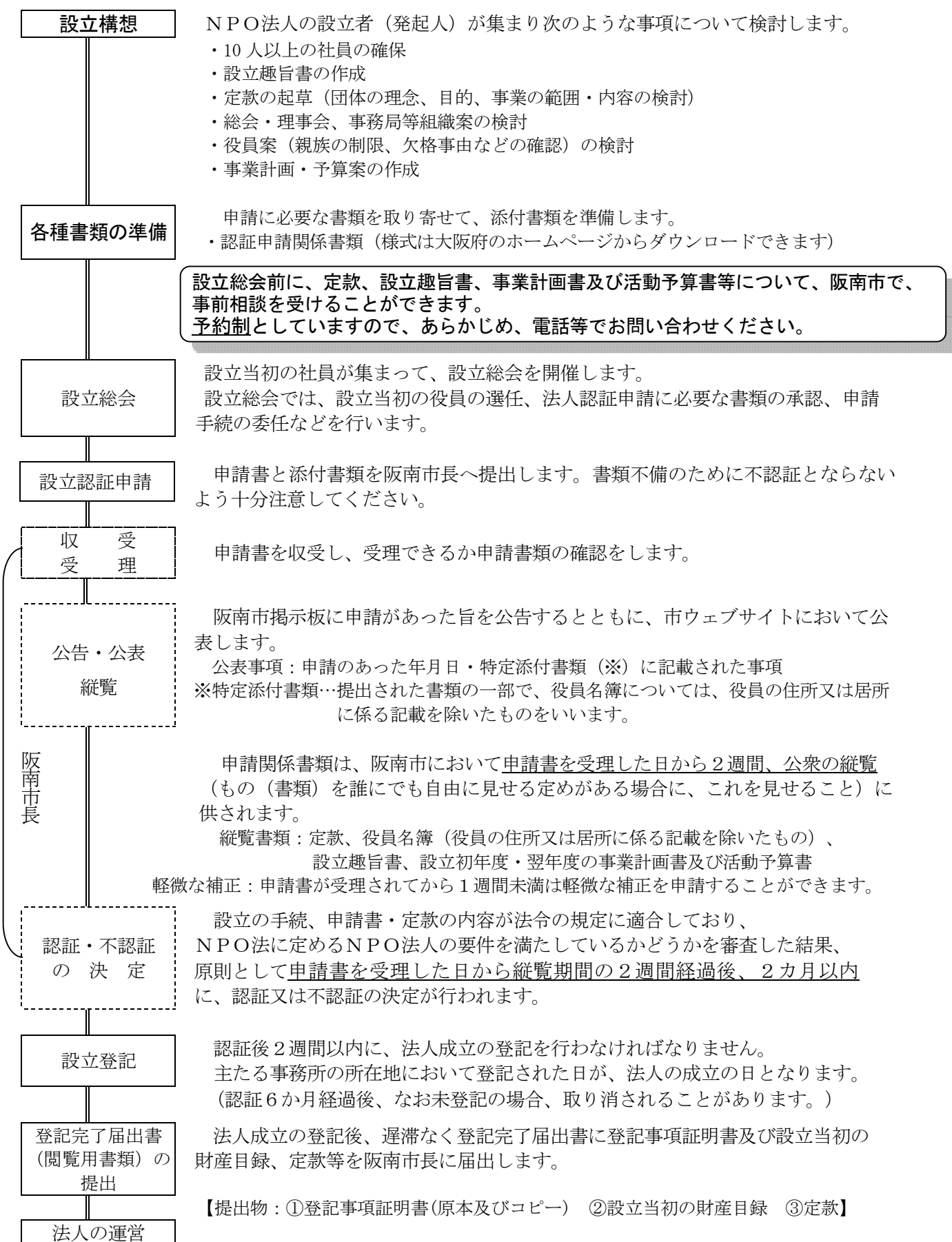
NPO法人は、登記により法人として成立した後、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及びNPO法人成立時に作成した財産目録を添えて、その旨を阪南市長に届け出なければなりません。なお、設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6か月を経過しても登記をしないときは、阪南市長が認証を取り消すことがあります。

2 認証の基準

阪南市長は、その申請内容が次の①～④の基準に適合すると認められるときには、その設立を認証します。

- ① 設立の手続き並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること
 - ② 当該申請に係るNPO法人が特定非営利活動(※)を行うことを主たる目的とし、営利を目的としないものであって、次のイ及びロのいずれにも該当し、その活動が、次のハ～ホのいずれにも該当する団体であること
 - イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
 - ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員の総数の3分の1以下であること
 - ハ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
 - ニ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
 - ホ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと
 - ③ 当該申請に係るNPO法人が次のイ及びロに該当しないものであること
 - イ 暴力団
 - ロ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
 - ④ 当該申請に係るNPO法人が10人以上の社員を有するものであること
- (※)特定非営利活動とは、以下の①～⑳に掲げる活動であって（法別表）、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものです。
- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - ② 社会教育の推進を図る活動
 - ③ まちづくりの推進を図る活動
 - ④ 観光の振興を図る活動
 - ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
 - ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - ⑦ 環境の保全を図る活動
 - ⑧ 災害救援活動
 - ⑨ 地域安全活動
 - ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - ⑪ 国際協力の活動
 - ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
 - ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
 - ⑮ 科学技術の振興を図る活動
 - ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
 - ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - ⑱ 消費者の保護を図る活動
 - ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
 - ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動（大阪府条例で定めている活動はありません。）

3 申請のフローチャート



4 申請に必要な書類

順番	書類の名称	ページ	部 数	チェック
1	特定非営利活動法人設立認証申請書 (様式第1号(第2条関係))	20	1 部	
2	定 款	23	2 部	
3	役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員について報酬の有無を記載した名簿)	34	2 部	
4	各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の 謄本(コピー)	35	1 部	
5	各役員の住所又は居所を証する書面	36	1 部	
6	社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面	37	1 部	
7	法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを 確認したことを示す書面	38	1 部	
8	設立趣旨書	39	2 部	
9	設立についての意思の決定を証する議事録の謄本(コピー)	40	1 部	
10	設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	42	2 部	
11	設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書 (※当分の間収支予算書による提出も可)	43	2 部	

★上記の提出書類に補正が必要な場合の提出書類(軽微なものに限ります)

・補正書(様式第2号(第2条関係))(47ページ参照)

様式

- ① 1は、阪南市の規則により定められている様式(法定様式)で作成してください。
 - ② 2から11(5除く)については、様式の指定はありませんが、各ページに必要事項を記載した様式例を示していますので、参考にしてください。
 - ③ 5の住所又は居所を証する書面(住民票等)は、申請日前6か月以内に発行されたものに限ります。
 - ④ 4、9については、原本は団体が管理すべき書類であり、提出するのは、謄本(コピー)でかまいません。(原本証明は不要です。)
 - ⑤ 書類はすべてA4で作成してください。(官公署が発給する書類を除く。)
- ※ 書類は、この順に並べて、綴じないで提出してください。
- ※ 申請にあたって提出した書類は、控用としてコピーを取って保存しておいてください。

(1) 特定非営利活動法人設立認証申請書(阪南市の規則で定めた様式です。様式どおり作成してください。)

【様式第1号(第2条関係)】※A4の大きさの用紙で提出してください。

1部提出

特定非営利活動法人設立認証申請書

提出年月日を記入

阪南市長 様

設立総会で選出された設立代表者の
住所・氏名を住民票のとおり
記載してください。

年 月 日

申請者は、設立総会等で選任された
設立代表者となります。(設立代表
者が理事長等NPO法人の代表者で
ない場合はご注意ください。)

申請者 住所又は居所
ふりがな
氏 名
電 話 番 号 ()

特定非営利活動法人の設立の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

設 立 の 認 証 を 受 け よ う と す る 特 定 非 営 利 活 動 法 人 に 係 る 事 項	名 称	定款で規定した正式名称を記載してください。例: 特定非営利活動法人〇〇、NPO法人〇〇 等
	代 表 者 の 氏 名	理事長等法人を代表する者の氏名を記載してください。
	主たる事務所の所在地	住居表示のとおりに記載してください。
	その他の事務所の所在地	その他の事務所の設置がない場合は、空欄のままにしてください。
	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的	定款の目的(定款例では第3条)を省略せずに全文記載してください。(定款の目的の記載と完全一致) 例: この法人は、地域住民全てに対して、地域住民同士が助け合って、高齢者の介護等に関する事業を行うことにより、もって地域の福祉の推進に寄与することを目的とする。

添 付 書 類

- 1 定款(2部)
 - 2 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)(2部)
 - 3 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを各役員が誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本(1部)
 - 4 各役員の住所又は居所を証する書面(1部)
 - 5 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面(1部)
 - 6 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面(1部)
 - 7 設立趣旨書(2部)
 - 8 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本(1部)
 - 9 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書(2部)
 - 10 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(2部)
- (備考) 法とは、特定非営利活動促進法をいう。

(注) 申請者の住所又は居所及び氏名の記載に当たっては、法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

(2) 定款

- ① 定款は、法人を運営するための根本原則を文書化したものであり、今後の事業方針、事業内容を決定します。代表者任せにせず、構成員の方全員で議論しながら作成しましょう。定款には決まった記載形式はありませんが、必要的記載事項、任意的記載事項があります。

なお、NPO法人設立後に定款を変更する場合は、あらためて、阪南市長の認証を受けなければなりません。つまり、法人設立の認証と同様に、申請書類の縦覧・審査など原則として申請書を受理した日から縦覧期間の2週間経過後、2カ月が必要（登記を含めるとそれ以上）となりますので、当初の定款の作成にあたっては、十分検討する必要があります。（阪南市長への届出のみ必要な場合もあります。）

ア 必要的記載事項

次の事項については、NPO法で定められていますので、必ず定款に記載しなければなりません。記載がなかったり、内容が違法であったりする場合には、設立の認証はされません。

- 1) 目的
- 2) 名称
- 3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- 4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- 5) 社員の資格の得喪に関する事項
- 6) 役員に関する事項
- 7) 会議に関する事項
- 8) 資産に関する事項
- 9) 会計に関する事項
- 10) 事業年度
- 11) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- 12) 解散に関する事項
- 13) 定款の変更に関する事項
- 14) 公告の方法

○次の項目については、NPO法の中で特に規定があります。

- | | | |
|--|--------------|-----------|
| 1) 役員報酬 | (第2条第2項第1号ロ) | 7 ページを参照 |
| 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。 | | |
| 2) 設立当初の役員 | (第11条第2項) | 33 ページを参照 |
| 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。 | | |
| 3) 総会に関する規定 | (第14条の4) | 27 ページを参照 |
| 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。 | | |
| 4) 役員の定数 | (第15条) | 6 ページを参照 |
| 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。 | | |
| 5) 業務の決定 | (第17条) | 8 ページを参照 |
| 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。 | | |
| 6) 監事兼職禁止 | (第19条) | 9 ページを参照 |
| 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。 | | |
| 7) 役員の親族等の排除 | (第21条) | 6 ページを参照 |
| 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又 | | |

は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

8) 役員の任期 (第24条第1項) 26ページを参照

役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

9) 定款変更のための議決方法 (第25条第1項) 31、90ページを参照

定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

10) 解散事由 (第31条第1項第2号) 31、111ページ参照

特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

二 定款で定めた解散事由の発生

11) 解散時の残余財産の帰属先 (第32条第1項) 32ページを参照

解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算結了の届出の時において、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

イ 任意的記載事項

どのようなことを定款に記載するかは団体の自主的な判断に委ねられていますが、定款に記載された内容の効力は、必要的記載事項と異なるものではありません。また、その変更も所定の定款変更の手続が必要となります。

② 23ページ以降にお示した定款は一つの例で、このとおりでなければ不認証となるものではありません。ただし、定款例に記載した留意事項を確認の上、作成してください。

③ A4の大きさの用紙で提出してください。

・法令に抵触する規定は、その規定に関する限り無効とされます。

・定款は、申請書を受理した日から2週間、公衆の縦覧に供されます。また、NPO法人成立後も閲覧の対象となります。

特定非営利活動法人 定款例

特定非営利活動法人〇〇〇〇定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を大阪府〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号、…に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、[①] に対して、[②] に関する事業を行い、[③] に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)

(2)

⋮

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 〇〇〇〇〇事業

② 〇〇〇〇〇事業

⋮

(2) その他の事業

① △△△△△事業

② △△△△△事業

⋮

留意事項

＜第 条＞と下線を付した条は、法に定める必要的記載事項である。

＜第1条＞…必要的記載事項(法11①二)

注：法人の名称は、法令又は公序良俗に違反しないことが必要である。

＜第2条＞…必要的記載事項(法11①四)

注：「主たる事務所」と「その他の事務所（＝従たる事務所）」を明確に区分した上で、設置する事務所をすべて記載する。ただし、記載が必要となるのはそれぞれの事務所所在地の最小行政区画まででよく、それ以下の住所は任意的記載事項である。

＜第3条＞…必要的記載事項(法11①一)

注1：NPO法人は定款に定める目的の範囲内において権利を有し義務を負う。(民法第34条) この「目的の範囲内」とは、第3条、第4条及び第5条の全体をもって判断すべきものと考えられていることから、これらの条文の整合性に留意することが必要。また、NPO法第2条第2項の規定に反しないことが必要。

注2：特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにすることが必要。例えば、目的には、① 受益対象者の範囲、② 主要な事業、③ 法人の事業活動が社会にもたらす効果（どのような意味で社会の利益につながるのか）や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝わるように記載する。

＜第4条＞…必要的記載事項(法11①三)

注1：NPO法の別表に掲げる活動の種類のうち、該当するものを選択して記載する（複数の種類の選択も可能）。

注2：NPO法別表の表記どおりの活動を記載のこと。

＜第5条＞…必要的記載事項(法11①三及び十一)

参考：法5

注1：第1項…法人が行う具体的な事業の内容を記載する。その際、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の内容は明確に区分しなければならない。

注2：「その他の事業」を行わない場合は、「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う」旨を記載し、第1項第2号及び第2項の記載を要しない。

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の【 】種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- ⋮

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。

注3:「特定非営利活動に係る事業」において、付随的な事業を行う場合には、「その他この法人の目的を達成するために必要な事業」旨を記載する。ただし、「その他の事業」ではこの旨の記載はできない。

参考：第2項…法5①

＜第3章＞…社員の資格の得喪に関する事項は必要的記載事項（法11①五）

参考：法2②ーイ

＜第6条＞必要的記載事項

注1：ここでいう「社員」とは、法人の構成員のことで、総会議決権を有する者が該当する。

注2：賛助会員等、正会員以外の会員種別を定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して、第2号以降にその旨を記載する。ただし、正会員（社員）以外の会員種別を定款で定めるかどうかは、法人の任意的記載事項。

注3：正会員（社員）の資格得喪に不当な条件を附さないことが必要。

＜第7条＞必要的記載事項

注1：第6条において、正会員以外の会員について定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して記載することもできる（以下、第11条まで同じ。）。正会員以外については任意的記載事項。

注2：社員（正会員）以外の会員の入会については、任意の条件を定めることができるが、社員（正会員）の資格取得については、不当な条件を付けてはならない。（法2②ーイ）

＜第8条＞必要的記載事項

注：入会金又は会費の設定がない場合は、記載を要しない。

＜第9条＞必要的記載事項

注：第4号…除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置く（第11条参照）。

＜第10条＞必要的記載事項

注：退会が任意であることを明確にする。任意に退会できない場合などは法に抵触する。

＜第11条＞

注：総会の議決以外に理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。

- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 ○○人
- (2) 監事 ○○人

2 理事のうち、1人を理事長、○人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

＜第4章＞…役員に関する事項は必要的記載事項（法11①六）

＜第12条＞必要的記載事項

注1：第1項…理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上としなければならない（法15）。

注2：「理事」及び「監事」を明確に区分する。なお、役員の定数は「○○人以上○○人以下」というように上限と下限を設けることもできる。

注3：第2項…職名は、理事長、副理事長以外の名称を使用することもできる。

＜第13条＞必要的記載事項

注：第3項…法律上は、理事・監事が6人以上の場合に限り、配偶者もしくは3親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができる（法21）。

参考：第4項…法19

＜第14条＞必要的記載事項

注1：第1項…理事長のみが法人の代表権を有する場合に記載する。理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば「理事全員は、この法人を代表する。」、「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」というような記載をすること（法16）。

注2：第2項…理事長以外の理事が代表権を有しない場合には、第1項に加えてその旨を明記することが望ましい。

注3：第3項…副理事長が1人の場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」という記載を要しない。

参考：第5項…法18

注4：監事は代表権を有しない。

(任期等)
第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)
第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)
第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)
第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)
第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)
第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

<第15条>

注1：第1項…必要的記載事項（法24①（役員任期は2年以内において定款で定める期間とする。））

注2：第2項…法人運営の円滑化を図るため、第13条において 役員を総会で選任する旨を明記している場合に限り、法24②の規定に基づき、任期伸長規定を置くことができる。

注3：第4項…役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被るおそれもあることから、前任者は、辞任又は任期満了後においても応急的に業務執行義務を負うものとされている。しかし、新たな権限の行使まで認められるものではないから、至急後任者を選任する必要がある。なお、この規定を根拠に2年を超えて役員任期を伸長することはできない。

<第16条> 必要的記載事項

参考：法22

注：理事、監事のそれぞれ定数の3分の1が欠員になった場合は、新たな理事又は監事を速やかに選任しなければならない。

<第17条> 必要的記載事項

注：役員の解任は総会の議決の他、理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。

<第18条> 必要的記載事項

参考：第1項…法2②一ロ

注1：役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下であることが必要。

注2：第3項…総会以外に理事会等の機関の議決でも構わない。

<第5章>…会議に関する事項は必要的記載事項（法11①七）

<第20条> 必要的記載事項

参考：法14の2及び法14の3

<第21条>

(構成)
第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)
第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)
第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。
2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)
第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。
2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)
第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)
第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)
第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

注：総会は、全ての正会員（社員）をもって構成されるものであり、一部の正会員を構成員としないとはできない。

<第 22 条> 必要的記載事項
注：定款で理事会等に委任しているもの以外はすべて総会の議決事項（法 14 の 5）。

<第 23 条> 必要的記載事項
注 1：第 1 項…少なくとも年 1 回通常総会を開催する必要がある（法 14 の 2）。
参考：第 2 項第 1 号…法 14 の 3①
注 2：第 2 項第 2 号…社員総数の 5 分の 1 以上を必要とするが、定款をもってこれを増減することは可能（法 14 の 3②）。

<第 24 条> 必要的記載事項

注：第 3 項…総会の招集方法は必ず定款に記載しなければならない。また、総会の招集は、定款で定めた方法により、少なくとも総会の日の 5 日前までに行われなければならない（法 14 の 4）。

<第 26 条> 必要的記載事項
注：定款変更の際の定足数は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の 2 分の 1 以上である（法 25②）。

<第 27 条> 必要的記載事項
参考：第 1 項…法 14 の 6

注：第 3 項…書面以外に電磁的記録（法規 2）による同意の意思表示を可能とする

- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (開催)

規定を置くこともできる（法14の9①）。

<第28条> 必要的記載事項

参考：第1項及び第2項…法14の7

注1：書面による表決に代えて、電磁的方法による表決を可能とする規定を置くこともできる（法14の7③）。（電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法。例えば、電子メールなどがこれに該当する（法規1）。）

参考：第4項…法14の8

注2：議決について特別の利害関係のある正会員は、議決に加わることができない。

<第29条>

注：第3項…書面以外に電磁的記録（法規2）による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできる（法14の9①）。

<第6章>…会議に関する事項は必要的記載事項（法11①七）

<第31条> 必要的記載事項

注：総会の権能と整合性をとる（第22条参照）。

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計
(資産の構成)

<第 35 条>

参考：第 2 項…法 17

<第 36 条>

注：理事会における理事の表決については、理事の役割の性質から表決委任はできないと考えられている。

<第 7 章>…必要的記載事項（法 11①八及び九）

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

<第 38 条> 必要的記載事項

<第 39 条>

注：特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載を要しない。

<第 40 条>

注：総会の議決以外に、理事会等の機関の議決でも構わない。

<第 41 条>

注：「法第 27 条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真実性、明瞭性の原則及び継続性の原則をいう。

<第 42 条>

注：特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載を要しない（法 5②）。

<第 43 条～第 45 条及び第 48 条>

注：平成 15 年の法改正により、「予算準拠の原則」は削除されている（法 27 一）。現行法上、予算管理を行うか否かは法人の任意であることから、予算管理を行わない場合又は内規等で予算管理を行う場合は、記載を要しない。

(事業年度)
第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり
翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)
第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入
れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をし
ようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)
第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総
会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決
を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更す
る場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)
第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の
不能
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産手続開始の決定
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

<第 47 条>…必要的記載事項 (法 11①
十)
注：事業年度は 1 年以内で、自由に定めるこ
とができる (1 月 1 日から 12 月 31 日、5
月 1 日から翌年 4 月 30 日など)。

<第 8 章>…定款の変更と解散に関する事
項は必要的記載事項 (法 11①十二及び十
三)

<第 49 条>参考：法 25

注 1：定款変更の際には、定款に特別の定
めがない限り、社員総数の 2 分の 1 以上
が出席し、その出席した社員の 4 分の 3
以上の議決が必要となる。

注 2：法 25③に規定する所轄庁の認証を
得なければならない事項とは、

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当
該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所
在地 (所轄庁変更を伴うものに限り)

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項 (役員の定数に係る
ものを除く)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、そ
の種類その他当該その他の事業に関する
事項

(9) 解散に関する事項 (残余財産の帰属す
べき者に係るものに限り)

(10) 定款の変更に関する事項 をいう。

参考：法 25③に規定する以外の事項 (所轄
庁への届出のみで定款変更できるもの)
は、

○事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴わな
いもの) (第 2 条参照)

○役員の定数に関する事項 (第 12 条参
照)

○資産に関する事項 (第 7 章参照)

○会計に関する事項 (第 7 章参照)

○事業年度 (第 47 条参照)

○残余財産の帰属すべき者に係るものを除
く解散に関する事項 (第 8 章参照)

○公告の方法 (第 9 章参照) をいう。

<第 50 条>

参考：第 1 項…法 31①

第 1 号…法 31①一

第 2 号…法 31①三

第 3 号…法 31①四

第 4 号…法 31①五

第 5 号…法 31①六

第 6 号…法 31①七

第 7 号以下…法 31①二 (定款で定めた

(7)
⋮

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇に掲載して行う。

解散事由の発生)

注：第2項…解散の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の4分の3以上の承諾が必要となる（法31の2）。

参考：第3項…法31②

<第51条> 必要的記載事項

注1：解散にあたり総会を開催する場合が多いことから、左記の例文としているが、次に掲げる者のうちから選定して記載しても構わない。

(1)他の特定非営利活動法人 (2)国又は地方公共団体 (3)公益社団法人又は公益財団法人 (4)学校法人 (5)社会福祉法人 (6)更生保護法人

注2：帰属先を定めない場合、又は帰属先が明確でない場合は、国又は地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属されることとなる。

参考：法11条③、法32②③

<第52条>

注：定款に特別の定めがない限り、合併の際には、社員総数の4分の3以上の議決が必要（法34）。

<第9章>…必要的記載事項（法11①十四）

<第53条>

注1：公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることである。法人の活動実態に応じて、官報、日刊新聞やインターネットホームページを選択して記載することが考えられる。

注2：法人は、前年度の貸借対照表作成後遅滞なくこれを公告しなければならない。貸借対照表の公告方法は次の4つの方法から選んで定款で定める必要がある（法28の2）。

公告方法	【〇〇】の記載例
①官報	官報
②日刊新聞紙	〇〇府において発行する〇〇新聞
③電子公告	この法人のホームページ
	内閣府NPO法人ポータルサイト (法人入力情報欄)
④主たる事務所の公衆の見やすい場所	この法人の主たる事務所の掲示場（に掲示）

なお、③を選択する場合は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として①か②のいずれかを定めることができる（法28の2③）。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	○	○	○	○
副理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
⋮				
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
⋮				
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から【 】年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から【 】年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 ○○○円
正会員会費 年(月)額□□□円
 - (2) 賛助会員入会金 △△△円
賛助会員会費 年(月)額▽▽▽円

注3：定款において、官報以外の公告方法を選択した場合であっても、次の①及び②の公告については、選択した公告方法に加え、官報に掲載して行う必要がある。

①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告

②清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告

(法31の10④及び法31の12④)

＜附則＞…必要的記載事項

注1：設立当初の記載内容は、成立後において変更しない。

注2：第2項…必要的記載事項（法11②）役員名簿の記載内容と一致させる。

注3：第3項…至年月日は、成立の日から2年を超えてはならない。

総会の開催時期を考慮に入れ、役員任期の末日を事業年度の末日の2～3ヶ月後にずらしておく、法人運営に支障をきたすおそれが少ない（第15条注2参照）。

注4：第6項…正会員以外の会員について定める場合は、正会員と区別して記載する。

(3) 役員名簿

【様式例】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

2部提出

役員名簿

就任する理事、監事の区分を記入してください。

氏名には、ふりがなを付けてください。

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理 事			
理 事			
⋮			
⋮			
監 事			
⋮			

役員報酬の有無を必ず記載してください。
報酬を受ける役員の総数は、役員総数の
3分の1以下でなければなりません。

役員の氏名及び住所は、住民票等のとおりに記載してください。
※パソコンで変換できない文字は、手書きで記載してください。
※番地等は、「1-2-3」ではなく「1丁目2番3号」等というよう
に、住民票等のとおりに記載してください。

この書面は、役員の住所又は居所に係る記載を除いたものが
申請書を受理した日から2週間、公衆の縦覧に供されます。
(市民に公開されます。)

- (4) 就任承諾及び誓約書（各役員がNPO法第20条各号に該当しないこと及びNPO法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面）

【様式例】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

コピーを1部提出
原本は申請者が保管

就 任 承 諾 及 び 誓 約 書

役員に就任しようとしている者が、設立しようとしている法人に対して提出する書類です。阪南市にはコピーを提出し、原本は法人で保管してください（原本証明は不要です）。

私は、特定非営利活動法人 ○○○○○○（法人名） の □□□（役職名） に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条に違反しないことを誓約します。

就任する理事・監事の区分を記入してください。

書類作成の日を記載してください。

年 月 日

なお、あて先が設立代表者である場合、設立総会より前に作成された書類は無効ですので、ご注意ください。
但し、あて先が法人である場合、設立総会の日付けに関わらず、申請日以前の日付けであれば有効です。

法人の設立代表者をあて先としても、法人をあて先としてもどちらでも差し支えありません。
法人をあて先とする場合は、法人名「御中」として設立代表者名は記載しないでください。

特定非営利活動法人○○○○○○○

役員の氏名及び住所は、住民票等
のとおりに記載してください。

設立代表者△ △ △ △ 様

住所（居所）

あて先を設立代表者とする場合で、かつ、
設立代表者が役員に就任する予定の場合は、
「役員予定者」である本人から
「設立代表者」である本人あての文書が必要です。

氏 名

特定非営利活動促進法第20条各号及び同法第21条

(役員欠格事由)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。第47条第1号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 四 暴力団の構成員等
- 五 第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

(役員親族等の排除)

第21条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにならない。

(5) 住所又は居所を証する書面

次の区分に応じて提出してください。

- ① 住民基本台帳法の適用を受ける人（日本国籍を有し市町村の区域内に住所を有する人、3か月を超えて日本に住所を有し適法に在留している外国人など）は、住民票又は住民票記載事項証明書（本人分のみの交付を受けてください、以下同じ。本籍地及びマイナンバー（個人番号）の記載がないものを提出してください。）
- ② 上記以外の人、住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書
これに該当する人は、外国人であって外国に住んでいる人等が想定されます。
外国語の文章には、翻訳者を明らかにした日本語の訳文を添付する必要があります。

※ 上記の書面は、申請日の6か月以内に作成されたものに限りです。

※ 住所又は居所を証する書面が、複数ページにわたる場合はすべてのページを提出してください。

(6) 社員名簿（社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面）

【様式例】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

1部提出

社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

社員とは法人の構成員の意味であり、総会で議決権を持つ者のことです。

特定非営利活動法人 ○○○○○○

社員が10人以上いる場合、その全員を記載する必要はありません。10人だけの記載で結構です。

	氏 名	住所又は居所
1		
2		
3	法人及び人格なき社団にあっては、その名称及び代表者の氏名を記入してください。	
4		
5	人格なき社団が社員となる場合は、その代表者をもって社員となります。住所又は居所は、代表者の自宅住所を記載してください。 法人が社員となる場合は、法人の主たる事務所の所在地を記載してください。	
6		
7		
8		
9		
10		

(7) 確認書

【様式例】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

原本1部提出

確 認 書

必ずしもこの様式例を使用する必要はありませんが、
いつ、どのような場で（例えば〇年〇月〇日の設立総会において）確認が行われたか、
が記載されている必要があります。

当法人は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第
12条第1項第3号のいずれにも該当することを、〇年〇月〇日に
開催された設立総会において確認しました。

確認が行われた総会の日付を
記載してください。

年 月 日
(書 類 作 成 日)

阪南市長 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇
ふ り が な
設立代表者 △ △ △ △

特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号

(第2条第2項第2号)

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

(第12条第1項第3号)

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第47条第6号において同じ。）
- ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

(8) 設立趣旨書

【様式例】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

2部提出

設 立 趣 旨 書

特 定 非 営 利 活 動 法 人 ○ ○ ○ ○ ○ ○
設 立 代 表 者 △ △ △ △

1 趣 旨

- ・ 定款で定められている目的や事業に係る
社会経済情勢やその問題点
- ・ 法人の行う事業が不特定多数のものの利益に
寄与する理由
- ・ 法人格が必要となった理由 など

法人としての設立趣旨を記載する書類であるため、
なぜ（任意団体ではなく）法人格が必要なのかを記
載してください。

2 申 請 に 至 る ま で の 経 過

- ・ 法人の設立を発起し、申請するに至った動機や
経緯（活動実績がある場合は、これまで取り組
んできた具体的活動内容）

この書面は、申請書を受理した日から2週間、公衆の縦覧に供されます。
（市民に公開されます。）

(9) 設立総会議事録

設立当初の財産目録については、設立認証申請の添付書類ではありません。

コピーを1部提出
原本は申請者が保管

【様式例】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇設立総会議事録

設立総会議事録は、団体に備え置かれるものです。阪南市にはコピーを提出し、原本は法人で保管してください（原本証明は不要です）。

1 日 時： 年 月 日
時 分から 時 分まで

2 場 所： 〇〇会館 〇会議室

3 出席者数 名（うち委任状出席者数 名）

4 議長の選任

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇を設立するため、上記のと通りの者が出席した。

議長を選出すべく、全員で互選したところ〇〇〇〇が選ばれ、本人はこれを承諾し、議長席に着き、〇〇時〇〇分 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇の設立総会の開会を宣言し、議事に入った。

5 議事

第1号議案 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇設立認証申請の件

議長は、設立趣旨書を朗読し、本法人設立の趣旨及び目的を説明した上で、本法人設立に関する承認を全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第2号議案 活動目的等の確認の件

議長は、本法人が、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号のいずれにも該当することについて、全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第3号議案 定款承認の件

議長は、定款案を朗読し全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第4号議案 設立当初の財産目録承認の件

議長は、設立当初の財産目録の案を示し、その承認を求めたところ全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第5号議案 設立の初年度及び翌年度の事業計画書承認の件

議長は、設立の初年度及び翌年度の事業計画書の案を示し、その承認を求めたところ全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第6号議案 設立の初年度及び翌年度の活動予算書承認の件

議長は、設立の初年度及び翌年度の活動予算書の案を示し、その承認を求めたところ全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第7号議案 設立代表者の選任の件

議長は、設立代表者を選任し設立に関する一切の権限を委任したい旨を述べたところ、全員これを異議なく承認し、設立代表者を互選したところ、次の者が選任され、被選任者はその就任を承諾した。

設立代表者 △ △ △ △

なお、議長から設立認証申請の手続のために、定款その他の書類について原案の骨子に変更のない程度の字句の修正については設立代表者に一任することを諮ったところ、全員異議なく承認された。

第8号議案 事務所の所在地の件

議長は、この法人の主たる事務所の所在地（及びその他の事務所の所在地）を次のとおり定めることを示し、その承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

主たる事務所の所在地 大阪府〇〇市〇〇〇町〇〇〇丁目〇番〇号
（その他の事務所の所在地大阪府〇〇市〇〇〇町〇〇〇丁目〇番〇号）

第9号議案 議事録署名人の選任の件

議事録署名人について、議長から本日出席の〇〇〇〇と〇〇〇〇の2名を指名したところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

議長は、以上をもって特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇の設立に関するすべての議事を終了した旨を述べ、閉会を宣した。（〇〇時〇〇分）

以上の議事の要領及び結果を明確にするため、議長並びに議事録署名人は、次に署名をする。

年 月 日

「署名」の場合は必ず自筆で署名してください。

議長

議事録署名人

議事録署名人

(10) 事業計画書

次の様式例を参考に、設立の初年度と翌年度の事業計画をそれぞれ作成してください。

2部提出

【様式例】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

初年度事業計画書

成立の日から○年○月○日まで

特定非営利活動法人 ○○○○

I 事業の実施方針

設立初年度にあたり、法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、会員の拡大を目指す。

特定非営利活動に係る事業については、介護保険の指定事業者としての活動を中心に訪問介護事業及びホームヘルパーの養成事業を行う。

その他の事業については、法人の保有する土地を活用して、駐車場賃貸事業を行い、その利益を特定非営利活動にあてる。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

定款に規定されている事業名を記載してください。

(1) 訪問介護事業

- 【内 容】 要介護者宅にホームヘルパーを派遣し、身体介護等を行う。
- 【実施場所】 要介護者宅
- 【実施日時】 毎日（第2、4土曜日を除く）
午前9：00～20：00
- 【事業の対象者】 要介護者
- 【収 益】 2,700千円（利用料@3千円×100回×9か月）
- 【費 用】 2,500千円（給与@1,500円×100回×9か月＝1,350千円、
交通費 600千円 通信費 550千円）
- 事業内容は出来るだけ詳細に記載してください。
- 事業の対象者は不特定多数であることが必要です。

0千円）

収益費用の内訳は、総額だけでなく、可能な限り内訳を記載してください。総額は予算書の金額と一致します。

初年度は、申請してから法人として成立するまでの期間（概ね申請書を受理した日から縦覧期間の2週間経過後、2カ月）を考慮して作成してください。

(2) ホームヘルパー養成事業

- 【内 容】 身体介護等に必要の技術の習得を目的に、3級ホームヘルパー養成講座を実施する。
- 【実施場所】 ○○市○○町○丁目○番○号（当法人事務所）
- 【実施日時】 週一回
- 【事業の対象者】 介護従事希望者
- 【収 益】 ○○千円（内訳）
- 【費 用】 ○○千円（内訳）
- その他の事業が定款上規定されているが、当該年度は実施しない場合は、「当該年度は実施予定なし」と記載してください。

2 その他の事業

(1) 駐車場賃貸事業

- 【内 容】 当法人の保有する土地を駐車場として賃貸する。
- 【実施場所】 ○○市○○町○丁目○番○号
- 【実施日時】 通年
- 【事業の対象者】 一般希望者
- 【収 益】 900千円（賃貸収益 1月平均100千円×9月）
- 【費 用】 100千円（修繕費ほか）

【その他】

- ① 設立の初年度及び翌年度の事業計画書はそれぞれ別のペーパーで作成してください。
- ② この書面は、申請書を受理した日から2週間、公衆の縦覧に供されますので、市民の目からみてどのような事業がどのように実施されるのか、わかりやすく記載してください。

初年度は「成立の日から」と記載した上で、法人として成立するまでの期間（申請書を受理した日から縦覧期間の2週間経過後、2カ月）を考慮して作成してください。

(11) 活動予算書

2部提出

次の例を参考に、設立の初年度と翌年度の活動予算書を作成してください。

【様式例：その他事業がない場合】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

定款附則の「設立当初の事業年度」と一致させてください。

初年度活動予算書

特定非営利活動法人 ○○○○

(単位 円)

成立の日から○年○月○日まで

科 目	金 額		
I 経常収益	科目については63ページ以後を参照してください。		
1 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
.....			
2 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
.....			
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
.....			
4 事業収益			
○○事業収益			
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			
.....			
経常収益計			
II 経常費用	人件費とその他経費に分けた上で、費用の形態別に内訳を記載してください。		
1 事業費			
(1) 人件費			
給与手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.....			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
.....			
その他経費計			
事業費計			
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給与手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.....			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			

.....	××××		
その他経費計	××××	××××	
管理費計			
経常費用計			××××
当期経常増減額			××××
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			××××
設立時正味財産額			××××
次期繰越正味財産額			××××

次期事業年度活動予算書の
「前期繰越正味財産額」と
金額が一致することを確認
する

※当該年度はその他事業の実施を予定していません。（その他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要。その他の事業を行う場合は次ページの様式例を参照）

（注） 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。表示例は以下のとおり。

（一般正味財産増減の部）

Ⅰ 経常収益

1. 受取寄附金

受取寄附金振替額 ××××

.....

Ⅱ 経常費用

2. 事業費

援助用消耗品費 ××××

.....

（指定正味財産増減の部）

受取寄附金

〇〇〇〇

一般正味財産への振替額

△××××

使途等の制約が解除されたことによる指定正味財産から一般正味財産への振替額

「受取寄附金振替額」と同額を
マイナス計上

初年度は「成立の日から」と記載した上で、法人として成立するまでの期間（申請書を受理した日から縦覧期間の2週間経過後、2カ月）を考慮して作成してください。

2部提出

【様式例：その他事業がある場合】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

初年度活動予算書				
特定非営利活動法人 ○○○○				
(単位 円)				
科 目	施設等評価費用 も併せて計上(計 上は法人の任意)	特定非営利活動 に係る事業	その他事業	合計
成立の日から○年○月○日まで				
I 経常収益				
1 受取会費				
正会員受取会費		××××		××××
.....		××××		××××
2 受取寄付金				
受取寄付金		××××		××××
施設等受入評価益		××××		××××
.....		××××		××××
3 受取助成金等				
受取民間助成金		××××		××××
.....		××××		××××
4 事業収益				
○○事業収益		××××		××××
△△事業収益			××××	××××
5 その他収益				
受取利息		××××		××××
雑収益		××××		××××
.....		××××		××××
経常収益計		××××	××××	××××
II 経常費用				
1 事業費				
(1) 人件費				
給与手当		××××	××××	××××
法定福利費		××××	××××	××××
退職給付費用		××××		××××
福利厚生費		××××	××××	××××
.....		××××		××××
人件費計		××××	××××	××××
(2) その他経費				
会議費		××××		××××
旅費交通費		××××	××××	××××
施設等評価費用		××××		××××
減価償却費		××××		××××
支払利息		××××		××××
.....		××××	××××	××××
その他経費計		××××	××××	××××
事業費計		××××	××××	××××
2 管理費				
(1) 人件費				
役員報酬		××××		××××
給与手当		××××		××××
法定福利費		××××		××××
退職給付費用		××××		××××
福利厚生費		××××		××××
.....		××××		××××
人件費計		××××		××××
(2) その他経費				
会議費		××××		××××
旅費交通費		××××		××××
施設等評価費用		××××		××××
減価償却費		××××		××××
支払利息		××××		××××

その他経費計	××××		××××
管理費計	××××		××××
経常費用計	××××	××××	××××
当期経常増減額	××××	××××	××××
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			
経理区分振替額	××××	△××××	××××
当期正味財産増減額	××××	××××	××××
設立時正味財産額	××××	××××	××××
次期繰越正味財産額	××××	××××	××××

その他の事業で得た
利益の振替額

(12) 補正書

提出書類に不備があったときは、その不備が大阪府条例で定める軽微なものである場合に限り、補正をすることができます（申請書を受理した日から1週間未満に限ります）。（注）軽微な不備とは、誤記その他これらに類する明白な誤りに係るもののこと。

様式第2号(第2条関係)

1 部提出

補正書		
年 月 日		
阪南市長 様		
住所又は居所 ふ り が な 氏 名 電 話 番 号 ()		
特定非営利活動促進法第10条第4項（同法第25条第5項又は同法第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり補正します。		
認証を受けようとする特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人〇〇〇〇	
	補 正 後	補 正 前
補 正 の 内 容	定款 第〇条 <u>〇〇〇</u>	定款 第〇条 <u>△△△</u>
	補正部分に下線を引いてください。	
補 正 の 理 由		
添 付 書 類	補正後の申請書又は添付書類	
備 考	・ 定款、役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）、設立趣旨書、事業計画書、活動予算書又は合併趣旨書の補正を行う場合は、補正後の書類2部を添付すること。 ・ 住所又は居所及び氏名の記載に当たっては、法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。	

第3章 認証後の登記手続

1 登記手続

登記手続は、組合等登記令に基づいて行います。

設立の認証を受けてから2週間以内に、主たる事務所の所在地を管轄する法務局（登記所）において、設立登記をしなければなりません。（**登記することで、法人として成立します。**）

登録免許税はかかりません。登記を怠った場合は、過料に処せられることがあります。

また、設立の認証があった日から6か月を経過してもなお、登記をしないときは、阪南市長が認証を取り消すことがあります。

(1) 登記事項

設立登記にあたって、登記しなければならない事項は次のとおりです。

登記事項（令第2条）	内 容
1 目的及び業務	定款に記載された目的、活動の種類及び事業の種類
2 名称	定款に記載された法人の名称
3 事務所	主たる事務所・従たる事務所の所在地
4 代表権を有する者の氏名、住所及び資格	定款に記載された設立当初の役員のうち、代表権を有する者の氏名、住所及び資格
5 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由	定款に記載された存立時期又は解散事由
6 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め	定款に記載された代表権の範囲又は制限に関する定め

○登記申請に必要なもの

- ・特定非営利活動法人設立登記申請書、オンラインで提出した登記すべき事項を印刷した別紙（または登記すべき事項を記録したCD-R等）
- ・添付書類（認証書、定款、代表権を有する理事全員の就任承諾書、その他）

○登記後、登記事項に変更等があった場合

- ・その都度、変更の登記をしなければなりません。

〔例〕 従たる事務所の新設、事務所の移転、理事の変更（再任の場合を含む）、解散、合併、清算終了など

詳しくは、管轄する法務局（登記所）にお問い合わせください。（52ページを参照）

(2) 印鑑届

設立登記の際には、法人代表者の印鑑届けが必要です。

法人代表者印を作成し、設立登記申請と同時に印鑑届書を提出します。代表者個人の印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）を添付することが必要です。複数の理事が代表者印を持つ場合（例えば、理事長、副理事長の印を作成する場合など）は、それぞれ届出が必要です。

(3) 財産目録の作成

法人は、設立時に財産目録を作成し、事務所に備え付けておかねばなりません。

【財産目録 様式例】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

設立の時の財産目録

登記事項証明書に記載している法人成立
年月日を記載してください。

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇

科目については63ページ以後を参照してください。

年 月 日現在 （単位：円）

科 目		金 額	
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
手元現金	〇〇〇		
×× 銀行普通預金	〇〇〇		
未収金	〇〇〇		
流動資産合計		〇〇〇	
2 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	〇〇〇		
歴史的資料	評価せず		
*****	〇〇〇		
有形固定資産合計	〇〇〇		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア	〇〇〇		
*****	〇〇〇		
無形固定資産合計	〇〇〇		
(3) 投資その他の資産			
敷金	〇〇〇		
*****	〇〇〇		
投資その他の資産計	〇〇〇		
固定資産合計		〇〇〇	
資産合計 (A)			〇〇〇

口座番号は記載し
ないでください。

金銭的評価ができな
い資産については
「評価せず」として
記載できます。

Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
未払金			
事務用品購入代*****	〇〇〇		
預り金			
*****	〇〇〇		
流動負債合計		〇〇〇	
2 固定負債			
長期借入金	〇〇〇		
*****	〇〇〇		
固定負債合計		〇〇〇	
負債合計 (B)			〇〇〇
正味財産 (A) - (B)			〇〇〇

法人成立時に法人所有の正味財産がない場合は、資産、負債及び正味財産のそれぞれ合計欄に〇（ゼロ）を記載してください。

財産目録は、常に、事務所に備え置く必要があります。

2 登記完了届

設立登記をしたときは遅滞なく、登記事項証明書（原本・コピー）及び財産目録、定款を添えて、登記完了届を阪南市長に提出してください。

順 番	書 類 の 名 称	ペー ジ	部 数	チ ェ ッ ク
1	設立登記完了届出書（様式第3号（第3条関係））	5 1	1 部	
2	登記事項証明書（原本）	—	1 部	
3	登記事項証明書（コピー）	—	1 部	
4	設立当初の財産目録	4 9	1 部	
5	定款		2 部	

- ・書類は、この順に並べて、綴じないで提出してください。
- ・郵送での提出も受け付けています。

(1) 登記完了届出書(阪南市の規則で定めた様式です。備考も含め様式どおり作成してください。)

【様式第3号（第3条関係）】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

特定非営利活動法人設立・合併登記完了届出書				1部提出
年 月 日				
阪南市長 様	登記された主たる事務所の所在地と一致させてください。			
定款で規定した正式名称を記載してください。例: 特定非営利活動法人〇〇、NPO法人〇〇 等	主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人の名称 ふ り が な 代 表 者 の 氏 名 主たる事務所の電話番号 ()			
認証書に記載された認証日と文書番号を記入してください。	年 月 日 付け大阪府指令 第 号 で 設立 合併 の認証を受けた特定非営利活動法人の登記			
第13条第2項				
を完了したので、特定非営利活動促進法 第39条第2項において準用する同法第13条第2項の規定により、届出をします。				
設立の場合は上段（第13条第2項）を、合併の場合は下段（第39条第2項）において準用する同法第13条第2項）を選択してください。				
(添付書類) 登記事項証明書（1部） 財産目録（1部） 定款（2部） 登記事項証明書の写し（1部）				○登記事項証明書の原本（1部） ○登記事項証明書のコピー（1部） ○設立当初の財産目録（1部） ○定款（2部）を添付してください。

大阪法務局管内法人登記管轄

令和6(2024)年6月20日現在

庁 名	管 轄 区 域	〒	所 在 地	電 話 番 号
大阪法務局 (本局)	大阪市(全区)、 枚方市、寝屋川市、 交野市、守口市、 門真市	540- 8544	大阪市中央区大手前三丁目1番41号 大手前合同庁舎	06-4790-8532
北大阪支局	吹田市、高槻市、 茨木市、摂津市、 島本町、池田市、 豊中市、箕面市、 豊能町、能勢町	567- 0822	茨木市中村町1番35号	072-638-9444
東大阪支局	東大阪市、大東市、 四條畷市、八尾市、 柏原市	577- 8555	東大阪市高井田元町2丁目8番10号 東大阪法務合同庁舎	06-6782-5413
堺 支 局	堺市、松原市、 高石市、大阪狭山市 富田林市、 河内長野市、 羽曳野市、藤井寺市、 太子町、河南町、 千早赤阪村、 岸和田市、泉大津市、 貝塚市、泉佐野市、 和泉市、泉南市、 阪南市、忠岡町、 熊取町、田尻町、岬町	590- 8560	堺市堺区南瓦町2番29号 堺地方合同庁舎	072-221-2756

第4章 NPO法人の運営

1 NPO法人になってからの各種手続

※詳細については、各項目の該当ページを参照

(1) 定期的に提出するもの

提出書類の種類	概 要	提出時期
事業報告書等	毎年、事業報告書、計算書類（活動計算書（当分の間、収支計算書による提出も可）、貸借対照表）、財産目録、年間役員名簿、前事業年度の末日における社員10人以上の者の名簿の提出が必要	・1年に1回 ・事業年度終了後3か月以内
役員変更等届出書	役員の任期は2年以内であり、再任の場合も届出が必要ことから、少なくとも2年に1回は提出が必要 その他、随時、辞任・新任・住所変更等があれば、届出が必要（変更後の役員名簿も提出が必要）	・少なくとも2年に1回 ・変更後遅滞なく

(2) 役員に関して変更があったとき ※再掲

提出書類の種類	概 要	提出時期
役員変更等届出書	役員の任期は2年以内であり、再任の場合も届出が必要ことから、少なくとも2年に1回は提出が必要 その他、随時、辞任・新任・住所変更等があれば、届出が必要（変更後の役員名簿も提出が必要）	・少なくとも2年に1回 ・変更後遅滞なく

(3) 定款を変更するとき

提出書類の種類	概 要	提出時期
定款変更 認証申請書	定款の変更（目的、名称、事業の種類等 91 ページ参照）をする場合は、所轄庁の認証が必要	変更しようとするとき（総会の議決後）

(4) 事務所の移転・設置・廃止（※1 大阪府内（ただし大阪市又は堺市内のみに事務所を設置する法人を除く）に限る）、資産、公告に関する定款の変更、役員の定数の変更等をするとき

提出書類の種類	概 要	提出時期
定款変更届出書	定款の変更（同一都道府県内の事務所の移転（※1）、設置、廃止や役員の定数の変更等 107 ページ参照）する場合は、定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（コピー）、変更後の定款を添えて定款変更届が必要	変更後遅滞なく

(5) 定款の変更に係る登記をしたとき

提出書類の種類	概 要	提出時期
定款の変更ににかかる登記事項証明書	定款変更に係る登記をしたときは、遅滞なく登記事項証明書を提出	登記後遅滞なく

(6) 解散するとき

【総会決議、社員の欠亡、破産手続開始の決定等により解散する場合】

提出書類の種類	概 要	提出時期
解散届出書	届出が必要	解散後遅滞なく（解散登記後）
清算終了届出書	解散した法人の清算が終了したときは、届出が必要	清算が終了したとき

【上記以外の事由による解散や下記に該当する場合】

- ・ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能により解散しようとする場合

解散認定申請書⇒所轄庁の認定が必要

解散しようとするときまでに提出

- ・ 残余財産の帰属先の定めがない場合（国又は地方公共団体に譲渡）

残余財産譲渡認証申請書⇒所轄庁の認証が必要

解散登記後清算が終了するまでに提出

- ・ 清算の途中で、清算人が新たに就職した場合

清算人就職届出書⇒所轄庁に届出が必要

就職後2週間以内に提出

(7) 合併するとき

提出書類の種類	概 要	提出時期
合併認証申請書	他の特定非営利活動法人と合併するには、所轄庁の認証が必要	合併しようとするとき（総会の議決後）

認定NPO法人又は特例認定NPO法人と合併する場合は、「認定の手引き」をご覧ください。

(8) その他

① 登記の変更

登記事項（令第2条）	内 容
1 目的及び業務	定款に記載された目的、活動の種類及び事業の種類
2 名称	定款に記載された法人の名称
3 事務所	主たる事務所・従たる事務所の所在地
4 代表権を有する者の氏名、住所及び資格	定款に記載された設立当初の役員のうち、代表権を有する者の氏名、住所及び資格
5 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由	定款に記載された存立時期又は解散事由
6 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め	定款に記載された代表権の範囲又は制限に関する定め

詳しくは、管轄する法務局（登記所）にお問い合わせください。

② 税務・保険関係

提出時期	届出の種類	届出の概要	届出・ 問合せ先等
法人を設立 したとき	法人設立等申告書	都道府県・市町村住民税（均等割）の課税対象となる（大阪府では税法上の収益事業を行わない場合、申請による減免措置あり）。事務所の所在する都道府県・市町村への届出が必要。また法人税法に定められている収益事業を行う場合のみ税務署にも届出が必要。	府税事務所 市町村
収益事業を 行うとき	収益事業開始申告書	物品販売など法人税法に定められている収益事業を行う場合、届出が必要	税務署 府税事務所 市町村
職員を雇用 するとき	給与支払事務所等 の開設届出書	職員の給与を支払う場合、法人は、その職員の所得税等の源泉徴収を行わなければならない。	税務署
	適用事業報告 等	法人職員も労働者として労働基準法の適用を受ける。	労働基準 監督署
	労働保険関係成立 届 など	労働者を1人でも雇用する法人は、すべて労働保険（労災保険、雇用保険）に加入する義務がある。	労働基準 監督署
	雇用保険適用事業 所設置届 など		公共職業 安定所
	健康保険・厚生年 金保険新規適用届 など	使用される者が1人以上いる法人は、すべて強制適用事業所となる。有給役員も「使用される者」となる。	全国健康 保険協会 年金事務所

詳しくは、届出・問合せ先に確認してください。

2 事業報告書等の提出

NPO法人は、次の書類を作成し、毎事業年度終了後3か月以内に、阪南市長あてに、提出しなければなりません。（事業報告書等は、まったく事業を実施しなかった場合でも、事業をしなかった旨を記載して提出する必要があります。）

これらの書類は、阪南市において閲覧に供されます。また、インターネット上でも公開されます。なお、閲覧に供される場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものが閲覧に供されることとなります（9ページを参照）。

提出期限が過ぎてもなお事業報告書の提出がない場合は、過料に処せられる場合があります。

また、3年以上にわたり、事業報告書等が提出されなければ、設立の認証の取消し対象となります。

〔事業報告書等の提出書類〕

事業報告書等の提出書類は下の表に示すとおりです。様式など定められたものではありませんが、それぞれのページの説明を参考として、すべてA4の大きさに作成してください。

（郵送での提出も受け付けています。）

順番	書類の名称	ページ	部 数	チェック
1	事業報告書等の提出について	57	1 部	
2	事業報告書	58	2 部	
3	活動計算書	59	2 部	
4※	貸借対照表	66	2 部	
5	財産目録	74	2 部	
6	年間役員名簿（前事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所又は居所及び報酬の受取の有無を記載した名簿）	84	2 部	
7	前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面	84	2 部	

※貸借対照表の公告及びその方法

NPO法人は、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法により、これを公告しなければなりません。

- ① 官報に掲載する方法
- ② 日刊新聞紙に掲載する方法
- ③ 電子公告（法人のホームページのほか、内閣府NPO法人ポータルサイト等を利用する方法を含む。）
- ④ 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法

貸借対照表の公告を、現行定款で規定されている方法とは別の方法とする場合は、定款変更が必要となりますので、ご注意ください。

(1) 事業報告書等の提出について

1部提出

【様式例】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

年 月 日

阪南市長 様

登記された主たる事務所の所在地と一致させてください。

〒 -

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

ふ り が な

代 表 者 の 氏 名

必ず連絡がとれる電話番号を記載してください。

主たる事務所の電話番号 ()

事業報告書等の提出について

特定非営利活動促進法第29条の規定に基づき、下記の書類を、2部 提出します。

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書
- 3 貸借対照表 (年 月 日公告済み ・ 未)
- 4 財産目録
- 5 年間役員名簿 (役員であった者の氏名及び住所・居所及び報酬の受取の有無を記載した名簿)
- 6 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所・居所を記載した書面

定款に「その他の事業」がある場合、事業を実施していなくても貸借対照表及び活動計算書が必要です。
1～6についてはすべて、前事業年度に係る書類を提出してください。

(備 考)

- ① 郵便番号及び事務所の電話番号は、必ず記入してください。
- ② 主たる事務所の所在地については、登記された主たる事務所の所在地と一致させてください。
- ③ 代表者の氏名については、ふりがなを付してください。
- ④ 法改正に伴う貸借対照表の公告状況を記載してください。
公告済みの場合は公告した日付を記載し、公告していない場合は「未」に○を付け、速やかに公告してください。

(2) 事業報告書

2部提出

【様式例】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

○年度事業報告書

特定非営利活動法人 ○○○○

I 事業期間

○年○月○日～○年○月○日

一年の活動を通じた成果について、できるだけ具体的に記載してください。

II 事業の成果

地域の高齢者が要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護事業を行った。

身体介護だけでなく、気持ちのつながりを重視し、高齢者が地域で心豊かに生活することに貢献することができた。また、地域住民の希望者を対象に、ホームヘルパー養成事業を行い、地域住民が身体介護等に必要な技術を修得することにも貢献することができた。これらの事業は、次年度以降も、より充実させ継続していきたい。

III 事業の実施状況

事業名・内容・実施場所・実施日時（期間）・事業の対象者・収益・費用、と具体的に記載してください。

1 特定非営利活動に係る事業

(1) (事業名) 訪問介護事業

(内 容) 要介護者宅にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行うとともに、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者等に必要な日常生活上の世話をを行った。その際、高齢者の孤独や不安を取り除くため、気持ちのつながりを重視し、話し相手にもなるよう積極的に努めた。

(実施場所) ○○市内在住の要介護者等宅 ○カ所

(実施日時) 毎日（第2、4土曜日を除く）○時から○時

(事業の対象者) ○○市内在住の要介護者

(収 益) ○円 (利用料)

(費 用) ○円 (給料手当ほか)

(2) (事業名) ホームヘルパー養成事業

活動計算書の事業費と合計額を一致させてください。

2 その他の事業

(事業名)

(内 容)

定款に「その他の事業」がある場合、事業を実施していなくても、実施状況の記載が必要です。当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載してください。

IV 社員総会の開催状況

第○回通常（臨時）総会

(日 時) ○年○月○日 ○時から○時

(場 所) ○○市○町○丁目○番○号

○○市民文化会館会議室

(社員総数) ○名

(出席者数) ○名（うち委任状出席者○名、書面表決者○名）

(内 容) 第1号議案 補正予算の件

審議の結果、全員一致で可決承認

第2号議案 役員選任の件

審議の結果、全員一致で可決承認

.....

当該事業期間内に開催された社員総会等（通常総会、臨時総会、理事会等）の開催状況を記載することが必要です。名称・日時・場所・社員総数・出席者数・議案の内容・審議結果等をわかりやすく具体的に記載することが望ましいといえます。また、記載に代えて議事録のコピーを添付することも可能ですが、その内容は府民の閲覧に供されるほか、原則としてインターネット上でも公開されます。

V 理事会その他の役員会の開催状況

第○回理事会 ○年○月○日

(内容) 第1号議案 予備費使用の件

審議の結果、○○で可決承認

予備費のうち、○円を管理費の通信費に充当

第2号議案 ○○の件

.....

第○回理事会 ○年○月○日

(内容)

(3) 活動計算書

2部提出

【様式例：その他事業がない場合】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

〇年度活動計算書				
特定非営利活動法人 ○○○○				
〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで (単位 円)				
科 目	科目については63ページ以後を参照してください。			
I 経常収益				
1 受取会費				
正会員受取会費	××××			
賛助会員受取会費	××××			
.....				
2 受取寄附金				
受取寄附金	××××			
施設等受入評価益	××××	××××		
.....				
3 受取助成金等				
受取民間助成金	××××			
.....	××××	××××		
4 事業収益				
〇〇事業収益				
5 その他収益				
受取利息	×××			
雑収益	××××	××××		
.....				
経常収益計			××××	
II 経常費用				
1 事業費				
(1) 人件費				
給与手当	××××			
法定福利費	××××			
退職給付費用	××××			
福利厚生費				
.....				
人件費計	××××			
(2) その他経費				
会議費	××××			
旅費交通費	××××			
施設等評価費用	××××			
減価償却費	××××			
支払利息	××××			
.....	××××			
その他経費計				
事業費計		××××		
2 管理費				
(1) 人件費				
役員報酬	××××			
給与手当	××××			
法定福利費	××××			
退職給付費用	××××			
福利厚生費	××××			
.....	××××			
人件費計				
(2) その他経費				
会議費	××××			
旅費交通費	××××			
施設等評価費用	××××			
減価償却費	××××			
支払利息	××××			
その他経費計	××××			
管理費計	××××	××××	××××	

経常費用計 当期経常増減額			
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計			
税引前当期正味財産増減額			××××
法人税、住民税及び事業税			××××
当期正味財産増減額			××××
前期繰越正味財産額			××××
次期繰越正味財産額			

次期事業年度活動予算書の「前期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する。また前期事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する

現預金以外に資産・負債がない場合には、当期の現預金の増減額を表す

活動計算書の「次期繰越正味財産額」と、貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認する

※当該年度はその他事業を実施していません。（その他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要。その他の事業を行う場合は次ページの様式例を参照）

（注） 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。表示例は以下のとおり。

（一般正味財産増減の部）

Ⅰ 経常収益

1. 受取寄附金

受取寄附金振替額 ××××

.....

Ⅱ 経常費用

2. 事業費

援助用消耗品費 ××××

.....

（指定正味財産増減の部）

受取寄附金

〇〇〇〇

一般正味財産への振替額

△××××

使途等の制約が解除されたことによる指定正味財産から一般正味財産への振替額

「受取寄附金振替額」と同額をマイナス計上

【様式例：その他事業がある場合】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

○年度活動計算書

特定非営利活動法人 ○○○○

○年○月○日から○年○月○日まで

(単位 円)

科 目	施設等評価費用も併せて計上（計上は法人の任意）	特定非営利活動に係る事業	その他事業	合計
I 経常収益				
1 受取会費		××××		××××
正会員受取会費		××××		××××
.				
2 受取寄附金		××××		××××
受取寄附金		××××		××××
施設等受入評価益		××××		××××
.				
3 受取助成金等		××××		××××
受取民間助成金		××××		××××
.				
4 事業収益		××××		××××
○○事業収益		××××		××××
△△事業収益			××××	××××
5 その他収益		××××		××××
受取利息		××××		××××
雑収益		××××		××××
.				
経常収益計		××××	××××	××××
II 経常費用				
1 事業費				
(1) 人件費		××××	××××	××××
給与手当		××××	××××	××××
法定福利費		××××	××××	××××
退職給付費用		××××	××××	××××
福利厚生費		××××	××××	××××
.				
人件費計		××××	××××	××××
(2) その他経費		××××	××××	××××
会議費		××××	××××	××××
旅費交通費		××××	××××	××××
施設等評価費用		××××	××××	××××
減価償却費		××××	××××	××××
支払利息		××××	××××	××××
.				
その他経費計		××××	××××	××××
事業費計		××××	××××	××××
2 管理費				
(1) 人件費		××××		××××
役員報酬		××××		××××
給与手当		××××		××××
法定福利費		××××		××××
退職給付費用		××××		××××
福利厚生費		××××		××××
.				
人件費計		××××		××××
(2) その他経費		××××		××××
会議費		××××		××××
旅費交通費		××××		××××
施設等評価費用		××××		××××
減価償却費		××××		××××
支払利息		××××		××××
その他経費計		××××		××××

管理費計	××××		××××
経常費用計	××××	××××	××××
当期経常増減額			
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益	××××		××××
.....	××××		××××
経常外収益計	××××		××××
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損	××××	××××	××××
.....	××××	××××	××××
経常外費用計	××××	××××	××××
経理区分振替額	××××	△××××	××××
当期正味財産増減額	××××	××××	××××
前期繰越正味財産額	××××	××××	××××
次期繰越正味財産額	××××	××××	××××

その他の事業で得た
利益の振替額

貸借対照表の「正味
財産合計」と金額が
一致することを確認
する

前事業年度活動計算書
の「次期繰越正味財産
額」と金額が一致する
ことを確認する

貸借対照表を別
業表示しないこ
ととする場合に
は、正味財産額
の内訳は表示さ
れない

その他の事業を実施して
いない場合は、「その他
の事業」欄の数字をすべ
てゼロとする、あるいは
P59の様式例を使い、
脚注に「※今年度はその
他の事業を実施していま
せん。」と明記する

活動計算書（活動予算書）の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめても構いません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 経常収益	
1. 受取会費	
正会員受取会費	確実に入金されることが明らかな場合を除き、実際に入金したときに計上する。
賛助会員受取会費	対価性が認められず明らかに贈与と認められるものや、それを含む場合があり、P S Tの判定時に留意が必要。
2. 受取寄附金 受取寄附金	
資産受贈益	無償又は著しく低い価格で現物資産の提供を受けた場合の時価による評価差益。
施設等受入評価益	受け入れた無償又は著しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、施設等評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。
ボランティア受入 評価益	提供を受けたボランティアからの役務の金額を、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、ボランティア評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。
3. 受取助成金等 受取助成金 受取補助金	補助金や助成金の交付者の区分によって受取民間助成金、受取国庫補助金等に区分することができる。
4. 事業収益 売上高	事業の種類ごとに区分して表示することができる。 販売用棚卸資産の販売やサービス（役務）の提供などにより得た収益。
〇〇利用会員受取 会費	サービス利用の対価としての性格をもつ会費。
5. その他収益 受取利息	
為替差益	為替換算による差益。なお為替差損がある場合は相殺して表示する。
雑収益	いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない収益。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
II 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費 給料手当	

	臨時雇賃金 ボランティア評価 費用 法定福利費 退職給付費用	ボランティアの費用相当額。ボランティア受入評価益と併せて計上する。
	通勤費 福利厚生費 (2) その他経費 売上原価	退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15年以内）で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。 給料手当、福利厚生費に含める場合もある。
	業務委託費 諸謝金 印刷製本費 会議費 旅費交通費 車両費	販売用棚卸資産を販売したときの原価。期首の棚卸高に当期の仕入高を加え期末の棚卸高を控除した額。 講師等に対する謝礼金。
	通信運搬費 消耗品費 修繕費 水道光熱費 地代家賃 賃借料	車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。 電話代や郵送物の送料等。
	施設等評価費用	電気代、ガス代、水道代等。 事務所の家賃や駐車場代等。 少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。
	減価償却費 保険料 諸会費 租税公課	無償でサービスの提供を受けた場合の費用相当額。施設等受入評価益と併せて計上する。
	研修費 支払手数料 支払助成金 支払寄附金 支払利息 為替差損 雑費	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい（P60の様式例参照）。
		金融機関等からの借入に係る利子・利息。 為替換算による差損。なお、為替差益がある場合は相殺して表示する。
		いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
2.	管理費	
(1)	人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費	

	退職給付費用	退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15年以内）で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。
(2)	通勤費 福利厚生費 その他経費 印刷製本費 会議費 旅費交通費 車両費	給料手当、福利厚生費に含める場合もある。
	通信運搬費 消耗品費 修繕費 水道光熱費 地代家賃 賃借料	車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。 電話代や郵送物の送料等。
	減価償却費 保険料 諸会費 租税公課	電気代、ガス代、水道代等。 事務所の家賃や駐車場代等。 少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。
	支払手数料 支払利息 雑費	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい（P60の様式例参照）。
		金融機関等からの借入に係る利子・利息。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
III	経常外収益 固定資産売却益 過年度損益修正益	過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。
IV	経常外費用 固定資産除・売却損 災害損失 過年度損益修正損	過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。会計基準を変更する前事業年度以前に減価償却を行っていない資産を一括して修正処理する場合などに用いる。減価償却費だけの場合は、「過年度減価償却費」の科目を使うこともできる。
V	経理区分振替額 経理区分振替額	その他の事業がある場合の事業間振替額。

（注） 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示し、当該寄附金等を後者に計上することが望ましい。当該寄附金（補助金・助成金）の用途等が解除された場合等には、「一般正味財産増減の部」に「受取寄附金（補助金・助成金）振替額」を、「指定正味財産増減の部」に「一般正味財産への振替額（△）」を勘定科目として記載する（表示例はP59～62の様式例参照）。

(4) 貸借対照表

2部提出

【様式例】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

事業年度終了日を記載してください。

○年度 貸借対照表

○年○月○日現在

特定非営利活動法人○○○○○○○

科目については72ページ以後を参照してください。

(単位 円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
未収金	○○○		
流動資産合計		○○○	
2 固定資産			
(1) 有形固定資産	○○○		
車両運搬具	○○○		
什器備品	○○○		
*****	○○○		
有形固定資産合計	○○○		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア	○○○		
*****	○○○		
無形固定資産合計	○○○		
(3) 投資その他の資産			
敷金	○○○		
*****	○○○		
投資その他の資産計	○○○		
固定資産合計		○○○	
資産合計 (A)			○○○
II 負債の部			

負債及び正味財産合計と金額が一致することを確認する

1	流動負債			
	短期借入金	〇〇〇		
	未払金	〇〇〇		
	前受民間助成金	〇〇〇		
	*****	〇〇〇		
	流動負債合計		〇〇〇	
2	固定負債			
	長期借入金	〇〇〇		
	退職給付引当金	〇〇〇		
	*****	〇〇〇		
	固定負債合計		〇〇〇	
	負債合計 (B)			〇〇〇
Ⅲ	正味財産の部			
	前期繰越正味財産		〇〇〇	
	当期正味財産増加額 (減少額)		〇〇〇	
	正味財産合計 (C)			〇〇〇
	負債及び正味財産合計 (B) + (C)			〇〇〇

活動計算書の
「次期繰越正味
財産額」と金額
が一致すること
を確認する

「資産合計」と金額が一致
することを確認する

財産目録の「正味財産」と合致することが必要です。

※ 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「Ⅲ 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」に区分して表示することが望ましい。表示例は以下のとおり。

I 資産の部

1 流動資産

.....

II 負債の部

.....

Ⅲ 正味財産の部

1 指定正味財産

指定正味財産合計

×××

2 一般正味財産

一般正味財産合計

〇〇〇

使途等が制約された寄附金等の残高を記載
してください。

計算書類の注記

以下に示すものは、想定される注記を例示したものです。該当事項がない場合は記載不要です。
なお、認定NPO法人においては、P79のI4.（1）の事項について、詳細に記載されることが望まれます。

1 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日、2017年12月12日最終改正NPO法人会計基準協議会）によっています。

どの会計基準に基づいて作成したか記載してください。

（1）棚卸資産の評価基準及び評価方法

.....

（2）固定資産の減価償却の方法

.....

（3）引当金の計上基準

・退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末に発生していると認められる金額を計上しています。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算しています。

・〇〇引当金

.....

（4）施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。

また計上額の算定方法は「4 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

（5）ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、「5 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。

（6）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2 会計方針の変更

.....

消費税を購入価格や販売価格に含めて記帳する方法である「税込方式」と、消費税を支払ったり受け取ったりする都度、区分して経理する方法である「税抜方式」のどちらによっているかを記載してください。

3 事業別損益の状況

事業費のみの内訳を表示することも可能です。事業を区分していない法人については記載不要です。

(単位：円)

科目	A事業費	B事業費	C事業費	D事業費	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益							
1. 受取会費						×××	×××
2. 受取寄附金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
3. 受取助成金等	×××	×××	×××	×××	×××		×××
4. 事業収益	×××	×××	×××	×××	×××		×××
5. その他収益						×××	×××
経常収益計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
II 経常費用							
(1) 人件費							
給料手当	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
臨時雇賃金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
人件費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
(2) その他経費							
業務委託費	×××	×××	×××	×××	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
経常費用計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

合理的な算定方法を記載してください（活動計算書に計上する場合は客観的な算定方法）。

4 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

(単位：円)

内容	金額	算定方法
〇〇体育館の 無償利用	×××	〇〇体育館使用料金表によって います。

5 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

(単位：円)

内容	金額	算定方法
〇〇事業相談員 ■名×■日間	×××	単価は××地区の最低賃金によって 算定しています。

合理的な算定方法を記載してください（活動計算書に計上する場合は客観的な算定方法）。

6 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下のとおりです。

当法人の正味財産は×××円ですが、そのうち×××円は、下記のように使途が特定されています。

したがって使途が制約されていない正味財産は×××円です。

（単位：円）

内容	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末残高	備考
〇〇地震被災者 援助事業	×××	×××	×××	×××	翌期に使用予定の支援用資金 助成金の総額は××円です。活動計算書に計上した額××円及び期末残高××円との差額××円は前受助成金として貸借対照表に負債計上しています。
△△財団助成 ××事業	×××	×××	×××	×××	
合計	×××	×××	×××	×××	

対象事業及び実施期間が定められ、未使用額の返還義務が規定されている助成金・補助金を前受経理をした場合、「当期増加額」には、活動計算書に計上した金額を記載する。助成金・補助金の総額は「備考」欄に記載してください。

7 固定資産の増減内訳

（単位：
円）

科目	期首取得 価額	取得	減少	期末取得 価額	減価償却 累計額	期末帳簿 価額
有形固定資産						
什器備品	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
無形固定資産						
.....	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
投資その他の資産						
.....	×××	×××	×××	×××		×××
合計	×××	×××	×××	×××	△×××	×××

8 借入金が増減内訳

（単位：円）

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	×××	×××	×××	×××
役員借入金	×××	×××	×××	×××
合計	×××	×××	×××	×××

9 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下のとおりです。

(単位：円)

科目	計算書類に計上された金額	内、役員との取引	内、近親者及び支配法人等との取引
(活動計算書)			
受取寄附金	×××	×××	×××
委託料	×××	×××	×××
活動計算書計	×××	×××	×××
(貸借対照表)			
未払金	×××	×××	×××
役員借入金	×××	×××	×××
貸借対照表計	×××	×××	×××

10 その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

重要性が高いと判断される場合に記載してください。

・現物寄附の評価方法

現物寄附を受けた固定資産の評価方法は、固定資産税評価額によっています。

・事業費と管理費の按分方法

重要性が高いと判断される場合に記載してください。

各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当及び旅費交通費については従事割合に基づき按分しています。

・重要な後発事象

貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼすもの(例：自然災害等による重大な損害の発生、重要な係争事件の発生又は解決、主要な取引先の倒産等)について記載してください。

××年×月×日、〇〇事業所が火災により焼失したことによる損害額は××円、保険の契約金額は××円です。

その他の事業に固有の資産で重要なもの及び特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産の残高状況について記載してください。

・その他の事業に係る資産の状況

その他の事業に係る資産の残高は、土地・建物が××円、棚卸資産が××円です。

特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産は土地・建物が××円です。

貸借対照表の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめても構いません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	
未収金	商品の販売によるものも含む。
棚卸資産	商品、貯蔵品等として表示することもできる。
短期貸付金	返済期限が事業年度末から1年以内の貸付金。
前払金	
仮払金	
立替金	
〇〇特定資産	目的が特定されている資産で流動資産に属するもの。目的を明示する。
貸倒引当金（△）	
2. 固定資産	
(1) 有形固定資産	土地、建物等実体があり、長期にわたり事業用に使用する目的で保有する資産。
建物	建物付属設備を含む。
構築物	
車両運搬具	
什器備品	
土地	
建設仮勘定	工事の前払金や手付金等、建設中又は制作中の固定資産。
(2) 無形固定資産	具体的な存在形態を持たないが、事業活動において長期間にわたり利用される資産。
ソフトウェア	購入あるいは制作したソフトの原価。
(3) 投資その他の資産	余裕資金の運用のための長期的外部投資や、貸付金等長期債権から構成される資産。
投資有価証券	長期に保有する有価証券。
敷金	返還されない部分は含まない。
差入保証金	返還されない部分は含まない。
長期貸付金	返済期限が事業年度末から1年を超える貸付金。
長期前払費用	
〇〇特定資産	目的が特定されている資産で固定資産に属するもの。目的を明示する。
II 負債の部	
1. 流動負債	
短期借入金	返済期限が事業年度末から1年以内の借入金。
未払金	商品の仕入れによるものも含む。
前受金	
仮受金	

2. 預り金 固定負債 長期借入金 退職給付引当金	返済期限が事業年度末から1年を超える借入金。 退職給付見込額の期末残高。
III 正味財産の部 1. 正味財産 前期繰越正味財産 当期正味財産増減額	

（注）重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「Ⅲ 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」とに区分してそれぞれを勘定科目として表示し、当該寄附金等を前者に計上することが望ましい。

(5) 財産目録

2部提出

【様式例】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

事業年度終了日を記載してください。

○年度 財産目録

年 月 日現在

特定非営利活動法人○○○○○○○

(単位 千円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金		
手元現金	○○○	
普通預金 銀行 支店	○○○	
未収金 会費 名分	○○○	
流動資産合計		○○○
2 固定資産		
(1) 有形固定資産		
什器備品		
パソコン1台	○○○	
歴史的資料	評価せず	
*****	○○○	
有形固定資産合計		○○○
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア	○○○	
*****	○○○	
無形固定資産合計		○○○
(3) 投資その他の資産		
敷金	○○○	
*****	○○○	
投資その他の資産計		○○○
固定資産合計		○○○
資産合計 (A)		○○○

口座番号は記載しないでください。

基本的に貸借対照表上の金額と同じ金額を記載します。

金銭的評価ができない資産については「評価せず」として記載できます。

Ⅱ 負債の部				
1 流動負債				
短期借入金	銀行 支店	〇〇〇		
未集金		〇〇〇		
預り金		〇〇〇		
*****		〇〇〇		
流動負債合計			〇〇〇	
2 固定負債				
長期借入金		〇〇〇		
*****		〇〇〇		
固定負債合計			〇〇〇	
負債合計 (B)				〇〇〇
正味財産 (A) - (B)				〇〇〇

貸借対照表の「正味財産」と合致する必要があります。

* 財産目録は、常に、事務所に備え置く必要があります。

計算書類等の作成に当たっての留意事項

I 計算書類等

1 計算書類の体系等

(1) 計算書類の体系

活動計算書及び貸借対照表を計算書類とし、また財産目録はこれらを補完する書類としています。それぞれの位置付け・記載事項については以下のとおりです。

- ・ 活動計算書

事業年度におけるNPO法人の活動状況を表す計算書です。営利企業における損益計算書に相当するフローの計算書で、NPO法人の財務的生存力を把握しやすくするため、資金収支ベースの収支計算書から改めることとなったものです。受け取った会費や寄附金、事業の実施によって得た収益や、事業に要した費用、法人運営に要した費用等を記載します。

- ・ 貸借対照表

事業年度末におけるNPO法人の全ての資産、負債及び正味財産の状態を示すもので、資金の調達方法（負債及び正味財産）及び保有方法（資産）から、NPO法人の財務状況を把握することができます。流動資産として現金預金、未収金、棚卸資産、前払金等を、固定資産として土地・建物、什器備品、長期貸付金等を、流動負債として短期借入金、未払金、前受金等を、固定負債として長期借入金、退職給付引当金等を記載します。

- ・ 財産目録

計算書類を補完する書類として位置付けられるものです。科目等は貸借対照表とほぼ同じですが、その内容、数量等のより詳細な表示がされます。また、金銭評価ができない歴史的資料のような資産についても、金銭評価はないものの記載することは可能です。

計算書類の作成に当たっては、これらに限定されるわけではなく、上記の位置付けに該当するものであれば足ります。例えば現金預金以外に資産や負債がないようなNPO法人においては、より簡易な記載で足りるなど、「NPO法人会計基準」

(2010年7月20日、2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)に示されている他の様式・記載例等を参考にして作成することも可能です。

(2) 計算書類等の別葉表示

法第5条第2項において、「その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない」と区分経理について定めています。このため、従来、その他の事業を実施しているNPO法人に対しては、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び収支予算書について、特定非営利活動に係る事業のものとは別に、各々その他の事業に係るものの作成が求められてきました。しかし、法改正案の国会審議における貸借対照表の別葉表示の見直しに係る質疑等も踏まえながら、原則、全ての書類において別葉表示は求めないこととし、その他の事業に固有の資産（例：在庫品としての棚卸資産等、本来事業に繰り入れることが困難なもの）で重要なものがある場合には、その資産状況を注記として記載することとします。一方、按分を要する共通的なものについては基本的には記載を求めないものの、重要性が高いものについては注記することとします。

なお、活動計算書及び活動予算書については、別葉表示は求めませんが、一つの書類の中で別欄表示し、その他の事業を実施していない場合又は実施する予定がない場合については、脚注においてその旨を記載するか、あるいはその他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載します。また、事業報告書においてもそのことを明らかにすることが望まれます。

2 活動計算書

(1) 収支計算書との違い

従来フローの計算書として使用されてきた収支計算書は、NPO法人の会計方針で定められた資金の範囲に含まれる部分の動きを表すものです。これとは異なり、活動計算書はNPO法人の当期の正味財産の増減原因を示すフローの計算書で、法人の財務的生存力を把握する上で重要なものの一つであるといえます。当期の正味財産の動きを表す活動計算書においては、収支計算書における資金の範囲という概念は不要となり、ストックの計算書である貸借対照表との整合性を簡単に確認することができます。

また、固定資産の取得時において、収支計算書にはその購入時の支出額を計上しますが、活動計算書には支出額ではなく、取得した資産の減価償却費を計上する等の相違点も挙げられます。

(2) 事業費・管理費の費目別内訳、按分方法

事業費は、NPO法人が目的とする事業を行うために直接要する人件費及びその他経費をいいます。管理費は、NPO法人の各種の事業を管理するための費用で、総会及び理事会の開催運営費、管理部門に係る役職員の人件費、管理部門に係る事務所の賃借料及び光熱費等のその他経費をいいます。

NPO法人間の比較可能性やNPO法人のマネジメント等の観点から、内訳の表示は必要であると考えられるため、事業費と管理費のそれぞれを人件費とその他経費に分類した上で、さらに形態別に分類して表示します。また、その費目については、NPO法人の実態に合わせて必要な費目のみ表示します。なお、複数の事業を実施している法人において、法人の判断により、その事業ごとの費用又は損益の状況を表示する場合には、活動計算書ではなく注記において表示します。

また、事業費と管理費に共通する経費や複数の事業に共通する経費は、合理的に説明できる根拠に基づき按分される必要があり、恣意的な操作は排除されなければなりません。標準的な按分方法としては、以下のようなものが挙げられ、重要性が高いと認められるものについては、いずれの按分方法によっているかについて注記することが望まれます。

- ・ 従事割合（科目例：給与手当、旅費交通費等）
- ・ 使用割合（科目例：通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃等）
- ・ 建物面積比（科目例：水道光熱費、地代家賃、減価償却費、保険料等）
- ・ 職員数比（科目例：通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃等）

(3) ボランティアによる役務の提供等の取扱い

「NPO法人会計基準」では、ボランティアの受入れをした場合や無償又は著しく低い価格での施設の提供等の物的サービスを受けた場合において、従来どおり会計的に認識しない方法に加え、「合理的に算定できる場合」には注記でき、「客観的に把握でき

る場合」には注記に加えて活動計算書への計上も可能とされています。この点については、会計上認識可能である一方で、不明確な処理は避けられるべきであることなどの観点に鑑みて、計上する際には、収益と費用に両建てされているものが判別できるよう、それぞれ「ボランティア受入評価益」及び「ボランティア評価費用」として明示し、その金額換算の根拠についても注記の「内容」及び「算定方法」で明確にすることとします。無償又は著しく低い価格での施設の提供等の物的サービスを受け入れた場合にも同様の会計処理が認められます。金額換算の根拠の具体例については、以下のとおりです（公益認定制度における算入実例より）。

- ・ 法人所在地における厚生労働省が公表している最低賃金（時間給）を従事時間数で乗じた額
- ・ 専門職の技能等の提供によるボランティアに関して、その専門職の標準報酬額をベースに時間給を算定し、それに従事時間を乗じた額

3 貸借対照表

（１）資産等の表示方法

資産等の表示の状況は次のように整理されることが望ましいと考えられます。

ア 固定資産と消耗品費の相違

固定資産とは、販売を目的としない資産で、かつ決算日後１年以内に現金化される予定のない長期にわたって保有する資産のことをいいます。実務上は、法人税法施行令（昭和４０年政令第９７号）第１３３条を参考とし、１年を超える期間において使用する１０万円以上の資産を固定資産とみなすのが、一般的な目安となっています。ただし、この目安は、１０万円未満のものについては費用処理（消耗品費として計上）ができるということであり、必ずしも固定資産として扱えないわけではなく、前述の要件に該当する資産については固定資産となり得る点に留意が必要です。

イ 減価償却の方法

減価償却とは、固定資産の価値は時間の経過や使用によって減少していくという考えの下、貸借対照表に計上した固定資産の取得価額から、その使用期間（耐用年数）にわたって減額していく会計処理です。ＮＰＯ法人がその活動に利用できる資産を明確に表示するという観点から、適切な処理が求められます。

この減価償却の方法には、主に「定率法」、「定額法」等があり、法人税法施行令第４８条、同第４８条の２及び同第１３３条を参考とし、適用方法を選択します。

ウ 現物寄附を受けた固定資産等の取得価額

「ＮＰＯ法人会計基準」において、現物寄附を受けた固定資産等については、その取得時における公正な評価額を取得価額としています。公正な評価額としては、市場価格によるほか、専門家による鑑定評価額や、固定資産税評価額等を参考に合理的に見積もられた価額等が考えられます。

エ 特定資産

「ＮＰＯ法人会計基準」において、特定の目的のための資産を有する場合には、特定資産として独立して表示することを求めており、①寄附者により用途等が制約されている資産、②ＮＰＯ法人自ら特定資産と指定した資産が具体例として挙げられます。

オ リース取引

リース取引については、事実上物件の売買と同様の状態にあると認められる場合には、売買取引に準じて処理します。ただし、重要性が乏しい場合には、賃貸借取

引に準じて処理することができるものとします。

カ 投資有価証券

長期に保有する有価証券のことです。投資有価証券を保有するNPO法人は極めて少数であるのが現状ですが、保有するNPO法人においては、他の会計基準を参照して独立して表示することが望まれます。

(2) チェックポイント

計算書類は、以下のように接続するものです。これらの点に注意して作成すべきことは、全てのNPO法人に共通して認識されなければなりません。

- ・ 「前期繰越正味財産」と前期末の「正味財産の部」の合計額が一致
- ・ 「正味財産の部」の合計額と活動計算書の末尾(「次期繰越正味財産額」)が一致
- ・ 「資産合計」と「負債及び正味財産合計」が一致

4 計算書類の注記

(1) 注記の記載

現在、計算書類に注記を付しているNPO法人は多くありませんが、注記は計算書類と一体であり重要なものであるため、以下の項目については、該当がある場合には確実に注記することが必要です。

ア 重要な会計方針

適用した会計基準、資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却の方法、引当金の計上基準、施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理方法、ボランティアによる役務の提供を受けた場合の会計処理の取扱い等、計算書類の作成に関する重要な会計方針

イ 重要な会計方針を変更したときは、その旨変更の理由及び当該変更による影響額

ウ 特定非営利活動に係る事業とその他の事業を区分するほかに、更に詳細に事業費の内訳又は事業別損益の状況を記載する場合には、その内容

エ 施設の提供等の物的サービスを受けたことを計算書類に記載する場合には、受け入れたサービスの明細及び算定方法

オ ボランティアとして、活動に必要な役務の提供を受けたことを計算書類に記載する場合には、受け入れたボランティアの明細及び算定方法

カ 使途等が制約された寄附金等の内訳

キ 固定資産の増減内訳

ク 借入金の増減内訳

ケ 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者は、以下のいずれかに該当する者をいいます。

- a. 役員及びその近親者（2親等内の親族）
- b. 役員及びその近親者が支配している法人

なお、役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払並びにこれらに準ずる取引の注記は法人の任意とします。

コ その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

例えば、以下のような事項のうち重要性が高いと判断される事項が存在する場合には、当該事項を記載します。

- ・ 現物寄附の評価方法

- ・ 事業費と管理費の按分方法
- ・ 貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に影響を及ぼすもの（後発事象）
- ・ その他の事業に固有の資産を保有する場合はその資産の状況及び事業間で共通的な資産（後者については按分不要）

（２）注記の充実

注記における上記記載項目のうち、特にエ～カ及びケについては、活動規模が大きいなどの社会的責任の大きい法人等においては特に留意した記載が求められます。記載の際の留意事項は以下のとおりです。

- ・ エ及びオについては、計算書類等に記載する場合は、情報の利用者の便宜性に配慮し、当該金額の算定根拠が明らかになるように、詳細な記載をします。
- ・ カについては、当期で収益として計上された使途等が制約された寄附金、補助金、助成金等が該当します。これらについては、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を明確に記載します。
- ・ ケについては、その取引金額を確実に注記する必要があります。なお、取引の相手方との関係、取引内容、取引条件等についての記載は、法人の任意とします。

5 財産目録

現在、「現金預金」としてその預金金融機関における口座番号、「電話加入権」としてその電話番号、「車両」としてそのナンバー、「借入金」等としてその取引の相手方の個人名等、個人情報に関わると思われる情報まで財産目録に記載しているNPO法人が少なからず存在します。しかし、計算書類を補完する位置付けの書類とはいえ、法に基づいて外部公表される書類であるため、上記のような個人の特定につながる情報の記載までは必要としません。

また、前述のとおり、金銭評価ができない歴史的資料のような資産については、金額の代わりに「評価せず」として記載することができます。

6 活動予算書

NPO法人の計算書類である活動計算書の対の書類として位置付けられる活動予算書は、法人の設立申請時及び定款変更時に提出する必要があります。その表示方法や考え方については、対である活動計算書と基本的に同様とします。

なお、予算上固定資産の取得や借入金の返済等の資金の増減を表現したい場合には、計算書類の注記における「固定資産の増減内訳」及び「借入金の増減内訳」の注記に準じて記載することが望まれます。

II 留意すべき会計上の取扱い

1 使途等が制約された寄附金等の取扱い

（１）使途等が制約された寄附金の取扱い

寄附金については、受け取ったときに「受取寄附金」として収益計上します。このうち使途等が制約された寄附金については、原則、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を注記します。

なお、使途等が制約された寄附金で重要性が高い場合には、一般正味財産と指定正味財産を区分して表示することが望ましいと考えられます。これは、当期に使途の制約が

解除された収益とそうでない収益を分けて表示したほうが、当該法人の財務状況・活動状況をより的確に把握することができるからであり、複数事業年度にまたがらないものや、重要性が高くないものまで区分表示を求める必要はないと考えられます。

また、「重要性」が高いと判断される寄附金には、例えば以下のようなものが考えられます。

- ・ 使途が震災復興に制約され、複数事業年度にまたがって使用することが予定されている寄附金
- ・ 奨学金給付事業のための資産として、元本を維持して、あるいは漸次取り崩して給付に充てることを指定された寄附金

（２）対象事業及び実施期間が定められている補助金、助成金等の取扱い

対象事業等が定められた補助金等は、使途等が制約された寄附金等として扱い、当期に使用した額は収益（受取補助金等）として活動計算書に計上し、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を注記で表示します。なお重要性が高い場合には、寄附金と同様に、正味財産を一般正味財産、指定正味財産に区分し、当該補助金等を指定正味財産に計上することが望まれます。

対象事業及び実施期間が定められ、かつ未使用額の返還義務が規定されている補助金等について、実施期間の途中で事業年度末が到来した場合の未使用額は、当期の収益には計上せず、前受補助金等として処理します。

また、実施期間の終了時に補助金等と対象事業の費用との間で差額が生じた場合には、当該差額は前受補助金等ではなく未払金として処理し、この負債は返還した時点で消滅します。

2 会費の計上方法

会費と寄附金の差異については、これらの違いを十分に理解せずに会費を寄附金として扱うと、誤った計算により認定基準の一つである要件（P S T（パブリック・サポート・テスト）要件；市民から広く支持を得ているとみなす基準）を充たしてしまうこととなり、N P O法人全体の信頼性の低下につながるおそれがあります。会費とは、税務上、サービス利用の対価又は会員たる地位にある者が会を成り立たせるために負担するものとされており、直接の反対給付がない経済的利益の供与である寄附金とは基本的に異なるものとされています。

なお実態的には、会費として扱われているものには、①社員（正会員）たる地位にある者が会を成り立たせるために負担すべきもの（「正会員受取会費」等）、②支出する側に任意性があり、直接の反対給付がない経済的利益の供与としての寄附金の性格を持つもの（いわゆる「賛助会員受取会費」等）、③サービス利用の対価としての性格を持つもの（例えば「〇〇利用会員受取会費」等）、の3つに分けられます。③に関しては、活動計算書において、事業収益として計上します。また、将来的には一つの「会費」の中に、①と②、②と③というように複数の性格を持つものがある場合には、その性格によって、明確に区分して計算書類に計上することが望まれます。

3 認定N P O法人についての留意事項

（１）認定N P O法人の会計処理

認定N P O法人は、税務上の優遇措置の下に広く市民から寄附等を受けて活動を行うものであり、寄附や資金の使い方等について高い透明性をもって情報提供するよう努め

る責務を負うものと考えられます。こうした意味で、認定NPO法人においては、重要性が高いと判断される事項については、計算書類における詳細な表示、注記の充実を図ることが望まれます。

認定NPO法人において、重要性の適用に当たって一定の配慮が必要と考えられる事項としては、以下のようなものが挙げられます。

- ・ ボランティア等を計上する場合の金額換算方法（P 68～71の様式例の注記参照）
- ・ 使途等が制約された寄附金等（対象事業及び実施期間が定められている補助金等を含む）の内容、使用状況
- ・ 事業費と管理費の按分方法
- ・ 会費の計上方法
- ・ 現物寄附の評価方法
- ・ 関連当事者間取引

（２）認定NPO法人の会計処理と認定事務の双方に関連する事項の取扱い

発生主義による会計処理を採用する法人が認定制度に基づく認定を受ける（受けている）場合、現金主義・発生主義の併存を許容しながら運用されている認定制度の実務に基づき提出される行政上の書類と会計書類との間で差異が生ずることが考えられます。

この点については、計算書類は、法人自身のマネジメントや対外的説明責任の基本となるものであり、計算書類と認定申請等のための行政上の書類とは基本的に整合的であることが望ましいと考えられますが、認定行政上の必要性に照らして合理的な差異が生ずることはあり得るものと考えられ、会計の明確化の在り方はそれとは切り離して考えられるべきものです。

4 経過措置

「NPO法人会計基準」を適用するに当たっての経過措置については、以下のとおりとします。

ア 過年度分の減価償却費

減価償却を行っていないNPO法人においては、原則として適用初年度に過年度分の減価償却費を計上します。この場合、過年度の減価償却費については、活動計算書の経常外費用に「過年度損益修正損」として表示します。ただし、「過年度損益修正損」に該当する費用が減価償却費だけである場合は、「過年度減価償却費」として表示することも可能です。

過年度分の減価償却費を一括して計上せず、適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなし、当該適用初年度を減価償却の初年度として、以後継続的に減価償却することも認めます。なお、この場合に適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過年数を控除した年数とし、その旨を重要な会計方針として注記します。

また、購入時に費用処理し、資産に計上していないものについては、過年度分に関しては考慮せずに、適用初年度に購入したものから資産計上します。

イ 退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異

退職給付会計については、全てのNPO法人に導入を求めるものではありません。

ただし、この機会に退職給付会計を新たに導入しようとする法人における会計基準変更時差異については、他の会計基準と同様に、適用初年度から15年以内の一

定の年数にわたり定額法により費用処理すべきです。この処理は、会計基準変更時に一括して経常外費用の過年度損益修正額として計上することも含まれます。なお、既に退職給付会計の導入が行われているNPO法人においては、従前の費用処理方法により引き続き行います。

ウ 過年度分の収支計算書の修正

従来の収支計算書から活動計算書への変更については、制度改正に基づくものであり、継続性の原則に反するものではないため、表示方法の変更等について遡って修正を行う必要はありません。

エ 正味財産の区分

「NPO法人会計基準」へ移行した上で、正味財産を基本的には区分して記載することとした場合、適用初年度以降区分することとし、遡って修正を行う必要はありません。

オ 適用初年度における「前期繰越正味財産額」

「NPO法人会計基準」適用初年度における活動計算書上の「前期繰越正味財産額」は、前事業年度の貸借対照表における「正味財産合計」を記載することとします。

カ 収支予算書及び収支計算書による代替

改正法の附則では、当分の間、活動予算書、活動計算書に代えて従来の収支予算書、収支計算書を作成、提出することを認めています。このため、当分の間は、従来のNPO法人の会計処理（従来の手引きに基づくものを含む）によって、収支予算書、収支計算書の提出が認められます。

(6) 年間役員名簿

【様式例】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

2部提出

年間役員名簿				
特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇				
事業期間を記載してください。 年 月 日 から 年 月 日まで				
報酬を受けることができるのは、役員 (理事・監事) 総数の3分の1以下です。				
役職	ふりがな 氏 名	住所又は居所	就任期間	報酬受取期間
理事	理事・監事の区分を記載してください。 年度途中で辞任した役員がある場合も記載が必要です。		年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事			年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事			年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
監事	役員はNPO法の規定（理事3人以上、 監事1人以上）、かつ、定款の規定内で あることが必要です。		当該年度中（事業報告提出の対象期間）の就任 期間及び報酬受取期間を記載してください。	年 月 日 ～ 年 月 日

(7) 社員名簿

【様式例】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

2部提出

社員のうち10人以上の者の氏名及び住所・居所を記載した書面		
年 月 日現在 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇		
	氏 名	住所又は居所
1	社員とは法人の構成員の意味で あり、総会で議決権を持つ者の ことです。	
2		
3		
4		
5	法人及び人格なき社団にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載してください。 人格なき社団が社員となる場合は、その代表者が社員となるため、住所又は居所は、 代表者の自宅住所を記載してください。 法人が社員となる場合は、法人の主たる事務所の所在地を記載してください。	
6		
7		
8		
9	少なくとも10人は記載してください。	
10		

3 役員に関して変更があった場合

NPO法人は、次のような役員の変更があった場合には、阪南市長あてに「役員変更等届出書」を提出しなければなりません。（なお、代表権を有する者の氏名、住所及び資格に関する事項に変更が生じた時には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必要となります。）

- ① 新しく役員が就任した場合（欠員補充、増員を含む）
- ② 役員の氏名・住所に変更があった場合
- ③ 役員が再任された場合
- ④ 役員が任期満了で退任した場合
- ⑤ 役員が死亡した場合
- ⑥ 役員が辞任した場合
- ⑦ 役員が解任された場合

再任の場合も阪南市への届出と登記の変更が必要です。役員の任期は2年以内なので、メンバーの入れ替わりがなくても少なくとも2年ごとに再任の届出、登記の変更を行ってください。

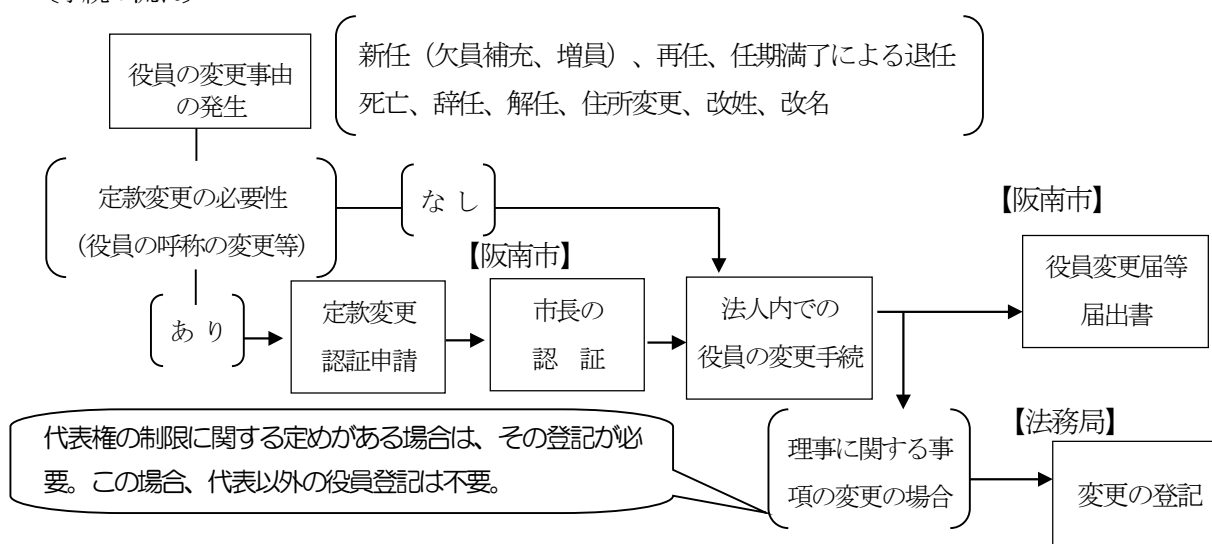
役員の選出は、定款の定めに従って行わなければなりません。また、その他にも、欠格事由などNPO法に定めがあります。6ページの「役員に関すること」を参照してください。

〔必要な書類〕

順番	書類の名称	ページ	部 数	チェック
1	役員変更等届出書（様式第4号（第4条関係））	8 6	1 部	
2	変更後の役員名簿	8 7	2 部	
3	各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（コピー）（新任の場合のみ）	8 8	1 部 ※	
4	役員の住所又は居所を証する書面（住民票等）（新任の場合のみ）	8 9	1 部 ※	

※ 3及び4の書類は、新任（理事であった役員が監事となった場合（逆のケースも同じ）を含む。）の場合のみ提出してください。

〔手続の流れ〕



※阪南市への届出と法務局での登記の変更はどちらが先でも差し支えありません。

※定款変更が生じた場合は遅滞なく阪南市へ総会議事録のコピーと変更後の定款（2部）を提出しなければなりません。

(1) 役員変更等届出書

【様式第4号（第4条関係）】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

特定非営利活動法人役員変更等届出書		1部提出
年 月 日		
様	主たる事務所の所在地	
定款で規定した正式名称を記載してください。例: 特定非営利活動法人〇〇、NPO法人〇〇等	特定非営利活動法人の名称	
	ふ り が な	
	代 表 者 の 氏 名	
	主たる事務所の電話番号 ()	
特定非営利活動法人の役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届出をします。		
変 更 年 月 日	役 職 名	
変 更 事 項	居 所	
新任、再任、任期満了による退任、死亡、辞任、解任、住所若しくは居所の異動、改姓又は改名を記入してください。新任の場合で、役員の欠員の補充を行ったときは、欠員補充と、定数の増加の場合は、増員と併記してください。任期満了の場合で、再任となった場合は、再任と記入してください。		
就任日、辞任日等変更のあった日を記載してください。	理事・監事の別を記載してください。	
改姓又は改名の場合は、氏名の欄に、旧姓又は旧名を括弧書きで併記してください。		
添 付 書 類	1 変更後の役員名簿（都道府県知事が所轄庁以外の関係知事である認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の場合にあっては、1部）（役員が新たに就任した場合）	
役員が新たに就任した場合、忘れず添付してください。（88・89ページ参照）	2 役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（1部） 役員の住所又は居所を証する書面（1部）	
備 考	変更等があった役員について、全ての事項を記入すること。 役職名の欄には、理事、監事の区分を記入すること。 変更事項の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所若しくは居所の異動、改姓又は改名の別を記入すること。 なお、新任の場合で、法第22条の規定による役員の欠員の補充を行ったときは欠員補充、定款の変更をして役員の定数を増加させたときは増員と併記すること。また、任期満了と同時に再任となった場合には、再任とだけ記入すること。 ・改姓又は改名の場合には、氏名の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。 ・2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が他の都道府県の知事に届け出る場合には、当該他の都道府県が定めるところによること。 ・法とは、特定非営利活動促進法をいう。	

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項の規定に基づき所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の各都道府県の定めによってください。

(2) 役員名簿

【様式例】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

2部提出

役員名簿

理事、監事の区分を記入してください。

氏名には、ふりがなを付けてください。

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理 事			
理 事			
⋮			
⋮			
監 事			
⋮			

役員報酬の有無を必ず記載してください。
報酬を受ける役員の総数は、役員総数の
3分の1以下でなければなりません。

役員の氏名及び住所は、住民票等のとおりに記載してください。
※パソコンで変換できない文字は、手書きで記載してください。
※番地等は、「1-2-3」ではなく「1丁目2番3号」等というよう
に、住民票等のとおりに記載してください。

(3) 就任承諾及び誓約書（各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面）

【記載例】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

コピーを1部提出してください。

就 任 承 諾 及 び 誓 約 書

新任の場合は、役員変更等届出書に、この「就任承諾及び誓約書のコピー」及び「住民票等（原本）」を添付してください。理事を任期満了又は辞任して監事に就任する場合も監事の新任扱いとなります。

私は、特定非営利活動法人 ○○○○○○（法人名） の □□□（役職名） に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条に違反しないことを誓約します。

理事・監事の区分を記入してください。

役員選出の日から就任日までの間の日付を記載してください。

年 月 日

役員に就任しようとしている者が、法人に対して提出する書類です。大阪府にはコピーを提出し、原本は法人で保管してください（原本証明は不要です）。

特定非営利活動法人○○○○○○○

各法人で定めている代表者の呼称を記載してください。

理事長 △ △ △ △ 様

住所（居所）

署名である必要はありません。

氏 名

特定非営利活動促進法第20条各号及び同法第21条

(役員の欠格事由)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。第47条第1号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 四 暴力団の構成員等
- 五 第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

(役員の親族等の排除)

第21条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(4) 住所又は居所を証する書面

次の区分に応じて提出してください。

- ① 住民基本台帳法の適用を受ける人（日本国籍を有し市町村の区域内に住所を有する人、3か月を超えて日本に住所を有し適法に在留している外国人など）は、住民票又は住民票記載事項証明書（本人分のみで本籍地及びマイナンバー（個人番号）の記載のないもの。）
- ② 上記以外の人、住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書
これに該当する人は、外国人であって外国に住んでいる人等が想定されます。
外国語の文章には、翻訳者を明らかにした日本語の訳文を添付する必要があります。

※ 上記の書面は、申請日の6か月以内に作成されたものに限りします。

※ 住所又は居所を証する書面が、複数ページにわたる場合はすべてのページを提出してください。

4 定款を変更する場合

定款を変更するためには、総会の議決を経た上で、91ページの①～⑩に関する事項について変更を行う場合には、所轄庁の認証が必要です。

91ページの①～⑩に関する事項以外の定款の変更（107ページ参照）については、所轄庁の認証は不要です。なお、この場合にも、定款変更後に所轄庁に届け出ることが必要です。

なお、阪南市長の認証を受けなければならない変更については、認証後でないと効力が生じません。

なお、定款には、本則（いわゆる定款本文）と附則があり、附則には本則を補足するため、設立当初の措置が定められています。附則とは、設立当初の暫定的な措置を定めたものであることから、その後、総会での決議等定款本則に定める適正な手続に基づいて、役員の変更（再任含む）や会員の会費等の変更があったとしても、附則そのものを変更する必要はありません。

○ 所轄庁の変更

事務所の移転・増設・廃止により所轄庁が変更することがあります。NPO法人の事務所の所在地の変更は、その変更の内容によって必要な手続が異なります。

所轄庁変更を伴う定款変更認証の申請書類の提出は阪南市長・大阪府知事を経由しなければなりません。※1

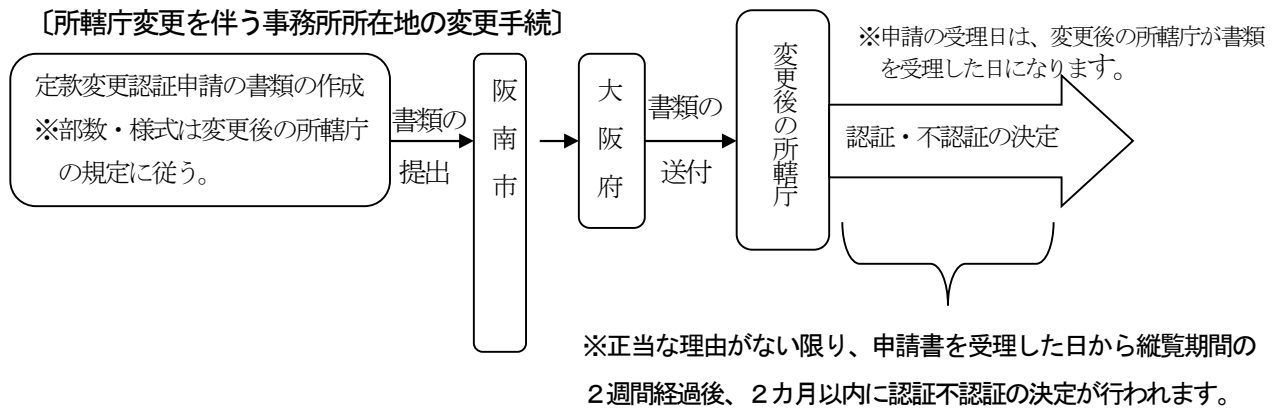
事前に変更先の所轄庁が定める様式や提出部数を確認した上で提出してください。

所在地変更の内容	変更後の所轄庁	必要な手続	書類の提出先	備考（※）
・大阪府外へ事務所を移転する場合 ・大阪市又は堺市のみに事務所を移転する場合	移転先の都道府県知事又は政令指定都市の長	当該移転する都道府県知事又は政令指定都市の長に対する定款変更認証の申請	阪南市長・大阪府知事経由で移転する都道府県知事又は政令指定都市（書類の様式は当該都道府県等のもの）	阪南市から大阪府外へ事務所を移転する場合も同様 ※2
・大阪府外にも事務所を新設する場合（事務所を2つ以上の都道府県にまたがって設置する）で、その主たる事務所が大阪府以外のとき	主たる事務所の都道府県知事	当該移転する主たる事務所の都道府県知事に対する定款変更認証の申請	阪南市長経由で移転する都道府県知事（書類の様式は当該都道府県のもの）	阪南市の他に大阪府外にも事務所を新設する場合も同様 ※2

※1 大阪府から事務処理の権限を移譲した市町村（1ページ参照）のみに事務所を設置するNPO法人に係る設立認証等の事務処理権限は阪南市に移譲されていますが、NPO法上の所轄庁は大阪府知事とされていることから、他の所轄庁に対する窓口は大阪府知事となります。

※2 この場合の書類の提出先は、阪南市長経由で移転先の都道府県知事となります。

〔所轄庁変更を伴う事務所所在地の変更手続〕



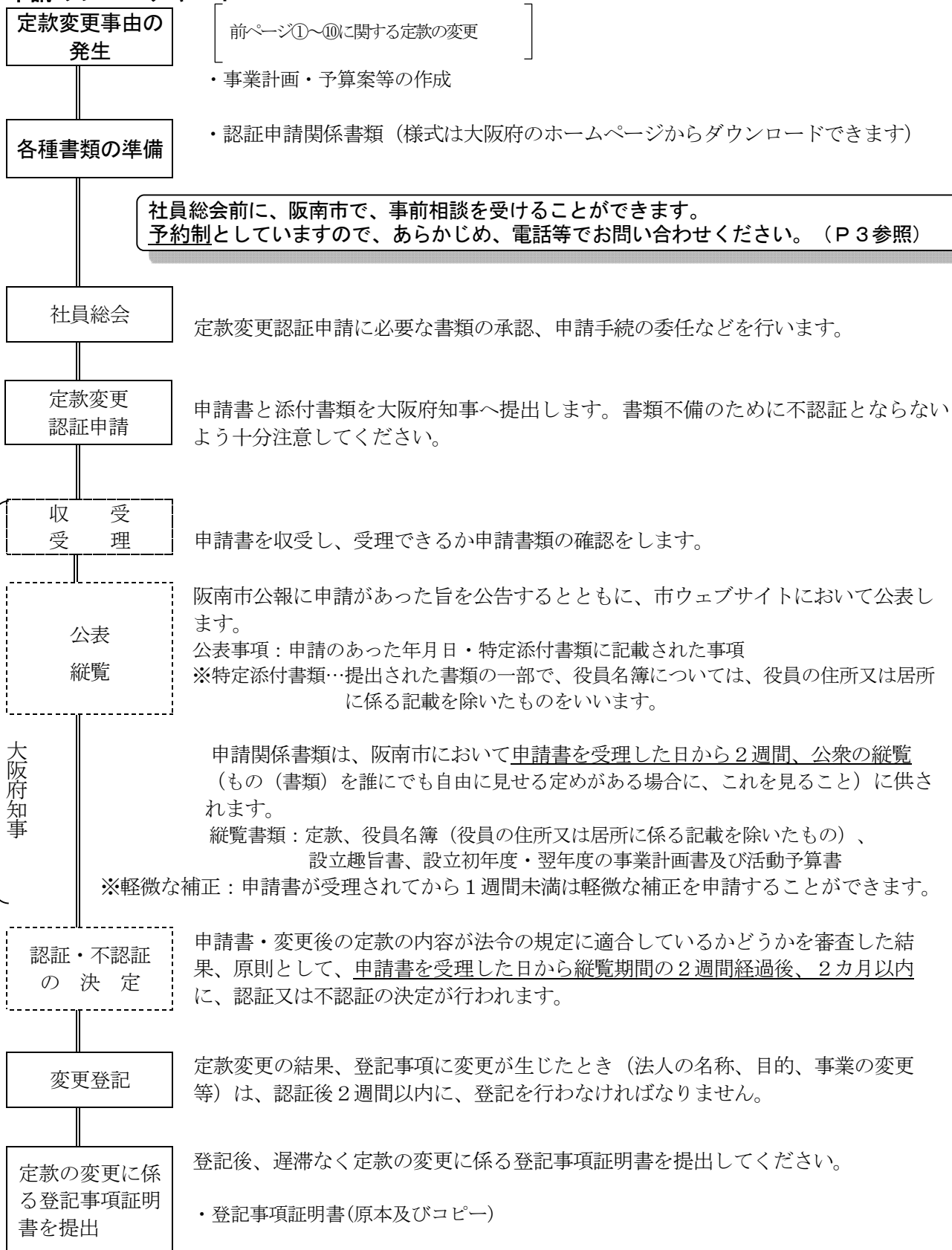
(1) 定款変更認証の申請

次の①～⑩に関する定款の変更を行う場合は、大阪府知事への申請を行い、認証を受けなければなりません。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限ります。）
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除きます。）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限ります。）
- ⑩ 定款の変更に関する事項

当該定款の変更が、上記③及び⑧の事項に係る変更を含むものである時には、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付して、所轄庁に提出する必要があります。

申請のフローチャート



〔必要な書類〕

順番	書類の名称	ページ	部 数	チェック
1	定款変更認証申請書（様式第5号（第5条関係））	94	1 部	
2	定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（コピー）	96	1 部	
3	変更後の定款	97	2 部	
4 ※1	当該定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書 <u>（申請から概ね2週間の縦覧期間を経過した日から2カ月後の日）</u>	98	2 部	
5 ※1	当該定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書 <u>（申請から概ね2週間の縦覧期間を経過した日から2カ月後の日）</u>	100	2 部	
6 ※2	役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	104	2 部	
7 ※2	法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面	105	1 部	
8 ※2	前事業年度の法第28条に規定する事業報告書等 事業報告書・活動計算書・貸借対照表・財産目録・年間役員名簿・前年度の社員のうち10人以上の名簿 又は（設立後これらの書類が作成されるまでの間は）設立の時の事業計画書、活動予算書、財産目録	58～84 又は 42～50	各1部	
9 ※3	法第52条第3項に規定する書類		1 部	

- ※1 ・その行う特定非営利活動の種類
 ・当該特定非営利活動に係る事業の種類
 ・その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
上記の事項に係る変更を含む定款変更の場合のみに提出してください。
- ※2 所轄庁が変更する場合のみに提出してください。
- ※3 認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合のみに提出してください。

①申請書(阪南市の規則で定めた様式です。備考も含め様式どおり作成してください。)

【様式第5号(第5条関係)】 ※A4の用紙で提出してください。

1部提出

特定非営利活動法人定款変更認証申請書

年 月 日

阪南市長 様

定款で規定した正式名称を記載してください。例:特定非営利活動法人〇〇、NPO法人〇〇等

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
ふ り が な
代 表 者 の 氏 名
主たる事務所の電話番号 ()

特定非営利活動法人の定款の変更の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により、次のとおり申請します。

	変 更 後	変 更 前
定 款 の 変 更 内 容	第〇条 ・変更する条文を変更後、変更前とも省略せずに全文を記載してください。 「変更前」の記載は認証済の定款に、「変更後」の記載は「変更後の定款」の記載に完全に一致させてください。 ・変更する箇所が明確に分かるよう、変更箇所にアンダーラインを引くなどしてください(必ず変更する条番号から記載してください。) ・分量が多く、記載しきれない場合は「別紙のとおり」と記載し、変更前・変更後を記載した別紙を添付してください。	第〇条
変 更 の 理 由	変更の理由については、簡潔に記載してください。	
添 付 書 類	1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(1部) 2 変更後の定款(2部) (次の書類は、定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものである場合のみ添付すること。) 3 定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(2部) (次の書類は、所轄庁の変更を伴う場合のみ添付すること。) 4 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)(2部) 5 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面(1部) 6 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等(1部) (設立後当該事業報告書等が作成されるまでの間は法第10条第1項7号の事業計画書、同項8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該事業報告書等が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録) (次の書類は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を申請する場合のみ添付すること。) 7 法第52条第3項に規定する書類(1部) (備考) 法とは、特定非営利活動促進法をいう。	

【その他】

- ① 次の書類を添付してください。
- ・定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（コピー）
 - ・変更後の定款の全文（設立当初の附則まで必要です。）
- ② 「行う活動の種類及び事業の種類」又は「その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項」に係る変更を含む場合は、上記①の書類と次の書類を提出してください。

- ・定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- ・定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書

※「定款変更の日」とは、申請から概ね2週間の縦覧期間を経過した日から2カ月後の日と考えてください。

※「定款変更の日の属する事業年度」とは、その日が属する事業年度をいいます。

例：定款で事業年度を「毎年4月1日から翌年の3月31日まで」と定めている場合

申請日	2019年4月11日
↓	↓
定款変更の日（知事の認証日）	2019年7月11日（予定）
↓	↓
定款変更の日の属する事業年度	2019年度（2019.4.1～2020.3.31）
定款変更の日の属する事業年度の翌事業年度	2020年度（2020.4.1～2021.3.31）

- ③ 事務所の所在地の変更により、阪南市長が所轄庁となる場合は、上記①の書類と次の書類を添付のうえ、現在の所轄庁を経由して提出してください。
- ・役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿（104ページを参照））
 - ・NPO法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（105ページを参照）
 - ・直近のNPO法第28条に規定する事業報告書等又は（設立後これらの書類が作成されるまでの間は）設立の時の事業計画書、活動予算書、財産目録（58～84ページ又は42～50ページを参照）

② 社員総会の議事録

【様式例】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

コピーを1部提出してください。

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇総会議事録

総会議事録は、NPO法人に備え置かれるものです。阪南市にはコピーを提出し、原本はNPO法人で保管してください（原本証明は不要です）。

- 1 日 時： 年 月 日 時 分から 時 分まで
2 場 所：
3 出席正会員数： 名（うち委任状出席者数 名） 正会員総数 名

出席者数が総会開催の定足数を満たしている必要があります。定款に正会員総数を記載する旨の規定がある場合は、必ず記載してください。

4 議長の選任

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇の総会において、上記のとりの者が出席した。

理事長〇〇〇は、本日の総会は正会員総数の〇分の〇以上の出席があったので有効に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

議長を選出すべく、全員で互選したところ〇〇〇〇〇〇〇が選ばれ、本人はこれを承諾し、議長席に着き、〇〇時〇〇分特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇の総会の開会を宣言し、議事に入った。

定款であらかじめ総会の議長を定めている場合は、「定款〇〇条の規定により〇〇〇を議長とし、本人は議長席に着き、〇〇時〇〇分 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇の総会の開会を宣言し、議事に入った。」と記載してください。

5 議 事

第1号議案 定款変更申請の件

議長は、定款変更について、変更案を示しその承認を全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

申請する定款の変更を、定款の規定に基づいて議決してください。

第2号議案 〇〇〇〇年度及び△△△△年度の事業計画書承認の件

議長は、〇〇〇〇年度及び△△△△年度の事業計画書の案を示し、その承認を求めたところ全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第3号議案 〇〇〇〇年度及び△△△△年度の活動予算書承認の件

議長は、〇〇〇〇年度及び△△△△年度の活動予算書の案を示し、その承認を求めたところ全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

行う活動の種類・事業の種類の変更を伴う定款の変更の場合は、2年分の事業計画書と予算書の添付が必要です。事業計画・予算が総会の議決事項であって、添付される事業計画書と予算書の内容の承認が、定款変更を議決した総会と同一の総会でされた場合は、その旨も記載してください。

第4号議案 議事録署名人の選任の件

議事録署名人について、議長から本日出席の〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇の2名を指名したところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

定款で議事録署名人の選任を定めている場合は、記載が必要です。

議長は、以上をもって特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇の総会に関するすべての議事を終了した旨を述べ、閉会を宣した。（〇〇時〇〇分）

以上の議事の要領及び結果を明確にするため、議長並びに議事録署名人は、次に署名をする。

年 月 日

定款で署名を「署名押印」で行うと定められている場合は、定款変更により、「押印」の定めを削除してください。

社員総会で代表権のある理事の選任を決議した場合、登記手続の関係で登録印の押印が必要となる。

議 長
議事録署名人
議事録署名人

③ **変更後の定款** ※A4の大きさの用紙で提出してください。

総会での議決を受け、申請書で変更することとした箇所以外は変更できません。それ以外の箇所はすでに認証済みの定款の内容と一致させてください。（附則も定款の一部ですので省略せずに記載してください。）

また、定款には「本則（いわゆる定款本文）」と「附則」があり、「附則」には「本則」を補足するため、設立当初の措置が定められます。したがって、役員の氏名や入会金・会費の額等が附則にだけ定められている場合、役員や入会金の会費の額に変更があっても**附則の変更は不要**です。ただし、会費の額等が本則に定められている場合は、定款変更の認証申請が必要となります。

④ **事業計画書**

- ・ 定款変更の日の属する事業年度及び翌年度の事業計画書はそれぞれ別のペーパーで作成してください。事業を追加する場合は、追加する事業だけではなく、法人全体の1年間の事業計画を記載してください。

※定款変更の日の属する事業年度及び翌年度の事業年度の考え方については、95ページを参照してください。

定款に掲げる事業であっても実施しない事業は、あえて記載する必要はありません。

ただし、「その他の事業」が定款上明記されていて、当該年度に実施しない場合は、事業計画書に「その他の事業」という項目を作成し「当該年度は実施予定なし」と明記してください。

- ・ この書面は、申請書を受理した日から2週間、公衆の縦覧に供されますので、市民の目からみてどのような事業がどのように実施されるのか、記入例を参考にわかりやすく記載してください。

【様式例】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

○ 年 度 事 業 計 画 書

(○年○月○日～○年○月○日)

1事業年度の計画書として
ください。

事業を追加する場合は、追加する事業の計画だけでなく、法人全体の1年間の事業計画を記載してください。

特定非営利活動法人 ○○○○

I 事業の実施方針

設立○年度にあたり、法人としての組織基盤をより確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、会員の拡大を目指す。

特定非営利活動に係る事業については、介護保険の指定事業者としての活動を中心に訪問介護事業及びホームヘルパーの養成事業を行う。

その他の事業については、法人の保有する土地を活用して、駐車場賃貸事業を行い、その利益を特定非営利活動にあてる。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

定款上のどの事業なのか明確に分かるよう
に定款上の事業名で記載してください。

(1) 訪問介護事業

【内 容】 要介護者宅にホームヘルパーを派遣し、身体介護等を行う。

【実施場所】 要介護者宅

【実施日時】 毎日（第2、4土曜日を除く）

午前9：00～20：00

事業の対象者が、不特定多数である
ことが分かる記載にしてください。

【事業の対象者】 要介護者

【収 益】 3,600千円（利用料@3千円×100回×12か月）

【費 用】 2,950千円（人件費@1.5千円×100回×12か月＝1,800千円、
交通費 600千円

通信費 550

収益費用の金額は、総額だけでなく、可能な限り内訳を記載してください。総額は活動予算書の金額と一致します。

- ・既存の事業については、年度途中の申請であっても、1年間の計画を記載してください。
- ・追加する事業については、申請から知事に認証されるまでの期間（概ね申請書を受理した日から縦覧期間の2週間経過後、2カ月以内）を考慮して作成してください。

(2) ホームヘルパー養成事業

【内 容】 身体介護等に必要な技術の習得を目的として、3級ホームヘルパー養成講座を実施する。

【実施場所】 ○○市○○町○丁目○番○号（当法人事務所）

【実施日時】 週一回

【事業の対象者】 介護従事希望者

【収 益】 ○○千円（内訳）

【費 用】 ○○千円（内訳）

その他の事業が定款上規定されているが、当該年度には実施をしない場合は、「その他の事業」という項目を作成し「当該年度は実施予定なし」と記載してください。

2 その他の事業

(1) 駐車場賃貸事業

【内 容】 当法人の保有する土地を駐車場として賃貸する。

【実施場所】 ○○市○○町○丁目○番○号

【実施日時】 通年

【事業の対象者】 一般希望者

【収 益】 900千円（賃貸収入 1月平均100千円×9月）

【費 用】 100千円（修繕費ほか）

⑤ 活動予算書

次ページ以降の例を参考に、定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書を作成してください。

★定款変更の日の属する事業年度及び翌年度の事業年度の考え方については、95ページを参照してください。

【その他】

この書面は、申請書を受理した日から2週間、公衆の縦覧に供されますので、市民からみてどのような事業がどのように実施されるのか、わかりやすく記載してください。

活動予算書

【様式例：その他事業がない場合】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

〇年度活動予算書				
特定非営利活動法人 〇〇〇〇				
〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで (単位 円)				
科 目	金 額			
I 経常収益	科目については63ページ以後を参照してください			
1 受取会費	××××	××××	××××	××××
正会員受取会費	××××	××××	××××	
賛助会員受取会費	××××	××××	××××	
.....	××××	××××	××××	
2 受取寄付金	××××	××××	××××	
受取寄付金	××××	××××	××××	
施設等受入評価益	××××	××××	××××	
.....	××××	××××	××××	
3 受取助成金等	××××	××××	××××	
受取民間助成金	××××	××××	××××	
.....	××××	××××	××××	××××
4 事業収益	××××	××××	××××	
〇〇事業収益	××××	××××	××××	
5 その他収益	××××	××××	××××	××××
受取利息	××××	××××	××××	
雑収益	××××	××××	××××	
.....	××××	××××	××××	××××
経常収益計	××××	××××	××××	
II 経常費用	××××	××××	××××	
1 事業費	××××	××××	××××	××××
(1) 人件費	××××	××××	××××	
給与手当	××××	××××	××××	
法定福利費	××××	××××	××××	
退職給付費用	××××	××××	××××	
福利厚生費	××××	××××	××××	
.....	××××	××××	××××	
人件費計	××××	××××	××××	
(2) その他経費	××××	××××	××××	
会議費	××××	××××	××××	
旅費交通費	××××	××××	××××	
施設等評価費用	××××	××××	××××	
減価償却費	××××	××××	××××	
支払利息	××××	××××	××××	
.....	××××	××××	××××	××××
その他経費計	××××	××××	××××	
事業費計	××××	××××	××××	
2 管理費	××××	××××	××××	××××
(1) 人件費	××××	××××	××××	
役員報酬	××××	××××	××××	
給与手当	××××	××××	××××	
法定福利費	××××	××××	××××	
退職給付費用	××××	××××	××××	
福利厚生費	××××	××××	××××	
.....	××××	××××	××××	
人件費計	××××	××××	××××	
(2) その他経費	××××	××××	××××	
会議費	××××	××××	××××	
旅費交通費	××××	××××	××××	
施設等評価費用	××××	××××	××××	
減価償却費	××××	××××	××××	
支払利息	××××	××××	××××	
.....	××××	××××	××××	××××
管理費計	××××	××××	××××	
経常費用計	××××	××××	××××	

その他経費計	××××		
管理費計		××××	
経常費用計			××××
当期経常増減額			
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			××××
設立時正味財産額			××××
次期繰越正味財産額			××××

次期事業年度活動予算書の
「前期繰越正味財産額」と金
額が一致することを確認する

★当該年度はその他事業の実施を予定していません。（その他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要。その他の事業を行う場合は次ページの様式例を参照）

（注） 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい。表示例は以下のとおり。

（一般正味財産増減の部）

Ⅰ 経常収益

1. 受取寄附金

受取寄附金振替額 ××××

.....

Ⅱ 経常費用

2. 事業費

援助用消耗品費 ××××

.....

（指定正味財産増減の部）

受取寄附金 ○○○○

一般正味財産への振替額 △××××

「受取寄附金振替額」と同額をマ
イナス計上

使途等の制約が解除されたことによる指定正味財
産から一般正味財産への振替額

【様式例：その他事業がある場合】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

〇年度活動予算書

特定非営利活動法人 ○○○○

〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで

(単位 円)

科 目	施設等評価費用も併せて計上（計上は法人の任意）	特定非営利活動に係る事業	その他事業	合計
I 経常収益				
1 受取会費		××××		××××
正会員受取会費		××××		××××
.....				
2 受取寄付金		××××		××××
受取寄付金		××××		××××
施設等受入評価益		××××		××××
.....				
3 受取助成金等		××××		××××
受取民間助成金		××××		××××
.....				
4 事業収益		××××		××××
〇〇事業収益		××××		××××
△△事業収益			××××	××××
5 その他収益		××××		××××
受取利息		××××		××××
雑収益		××××		××××
.....				
経常収益計		××××	××××	××××
II 経常費用				
1 事業費				
(1) 人件費		××××	××××	××××
給与手当		××××	××××	××××
法定福利費		××××	××××	××××
退職給付費用		××××	××××	××××
福利厚生費		××××	××××	××××
.....				
人件費計		××××	××××	××××
(2) その他経費		××××		××××
会議費		××××		××××
旅費交通費		××××	××××	××××
施設等評価費用		××××		××××
減価償却費		××××		××××
支払利息		××××		××××
.....				
その他経費計		××××	××××	××××
事業費計		××××	××××	××××
2 管理費				
(1) 人件費		××××		××××
役員報酬		××××		××××
給与手当		××××		××××
法定福利費		××××		××××
退職給付費用		××××		××××
福利厚生費		××××		××××
.....				
人件費計		××××		××××
(2) その他経費		××××		××××
会議費		××××		××××
旅費交通費		××××		××××
施設等評価費用		××××		××××
減価償却費		××××		××××
支払利息		××××		××××
その他経費計		××××		××××
管理費計		××××		××××

経常費用計	××××	××××	××××
当期経常増減額	××××	××××	××××
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			
経理区分振替額	××××	△××××	××××
当期正味財産増減額	××××	××××	××××
設立時正味財産額	××××	××××	××××
次期繰越正味財産額	××××	××××	××××

その他の事業で得た
利益の振替額

⑥役員名簿

【様式例】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

2部提出

役 員 名 簿

理事、監事の区分を記入
してください。

氏名には、ふりがなを付けて
ください。

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理 事			
理 事			
⋮			
⋮			
監 事			
⋮			

役員報酬の有無を必ず記載してください。
報酬を受ける役員の総数は、役員総数の
3分の1以下でなければなりません。

役員の氏名及び住所は、住民票等のとおりに記載してください。
※パソコンで変換できない文字は、手書きで記載してください。
※番地等は、「1-2-3」ではなく「1丁目2番3号」等というよう
に、住民票等のとおりに記載してください。

この書面は、役員の住所又は居所に係る記載を除いたものが
申請書を受理した日から2週間、公衆の縦覧に供されます。
(公開されます。)

⑦ 確認書

【様式例】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

原本1部提出

確 認 書

必ずしもこの様式例を使用する必要はありませんが、
いつ、どのような場で（例えば〇年〇月〇日の総会において）確認が行われたか、
が記載されている必要があります。

当法人は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第
12条第1項第3号のいずれにも該当することを、〇年〇月〇日に
開催された総会において確認しました。

所轄庁変更を伴う定款変更を議決した総会等、確
認が行われた総会の日付を記載してください。

年 月 日
(書 類 作 成 日)

阪南市長 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇
ふ り が な
理事長 △ △ △ △

署名である必要はありません。

特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号

(第2条第2項第2号)

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

(第12条第1項第3号)

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第47条第6号において同じ。）
- ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

⑧ 補正書

提出書類に不備があったときは、その不備が大阪府条例で定める軽微なものである場合に限り、補正をすることができます（申請書を受理した日から1週間未満に限りま
す）。（注）軽微な不備とは、誤記その他これらに類する明白な誤りに係るもののこと。

様式第2号(第2条関係)

1 部提出

補正書		
年 月 日		
阪南市長 様 住所又は居所 ふ り が な 氏 名 電 話 番 号 ()		
特定非営利活動促進法第10条第4項（同法第25条第5項又は同法第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり補正します。		
認証を受けようとする特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人〇〇〇〇	
	補 正 後	補 正 前
補 正 の 内 容	定款 第〇条 <u>〇〇〇</u>	定款 第〇条 <u>△△△</u>
補正部分に下線を引いてください。		
補 正 の 理 由		
添 付 書 類	補正後の申請書又は添付書類	
備 考	・ 定款、役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）、設立趣旨書、事業計画書、活動予算書又は合併趣旨書の補正を行う場合は、補正後の書類2部を添付すること。 ・ 住所又は居所及び氏名の記載に当たっては、法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。	

※大阪府内の各市町村区域内のみに事務所を設置する場合（市町村の所管法人となる場合）は、各市町村の定める様式を使用してください。

(2) 定款の変更届

次の事項に係る定款の変更を行った場合（定款変更認証以外のすべての定款変更）は、阪南市長に届出を行わなければなりません。

- ① 事務所の所在地の変更（所轄庁の変更を伴わない場合に限る）
- ② 役員の定数の変更
- ③ 資産に関する事項の変更
- ④ 会計に関する事項の変更
- ⑤ 事業年度の変更
- ⑥ 解散に関する変更（残余財産の処分に関する事項を除く）
- ⑦ 公告の方法の変更
- ⑧ 法第11条第1項各号にない事項（合併に関する事項、職員に関する事項）

大阪府内で事務所を移転・増設・廃止する場合についての取扱いは次のとおりです。

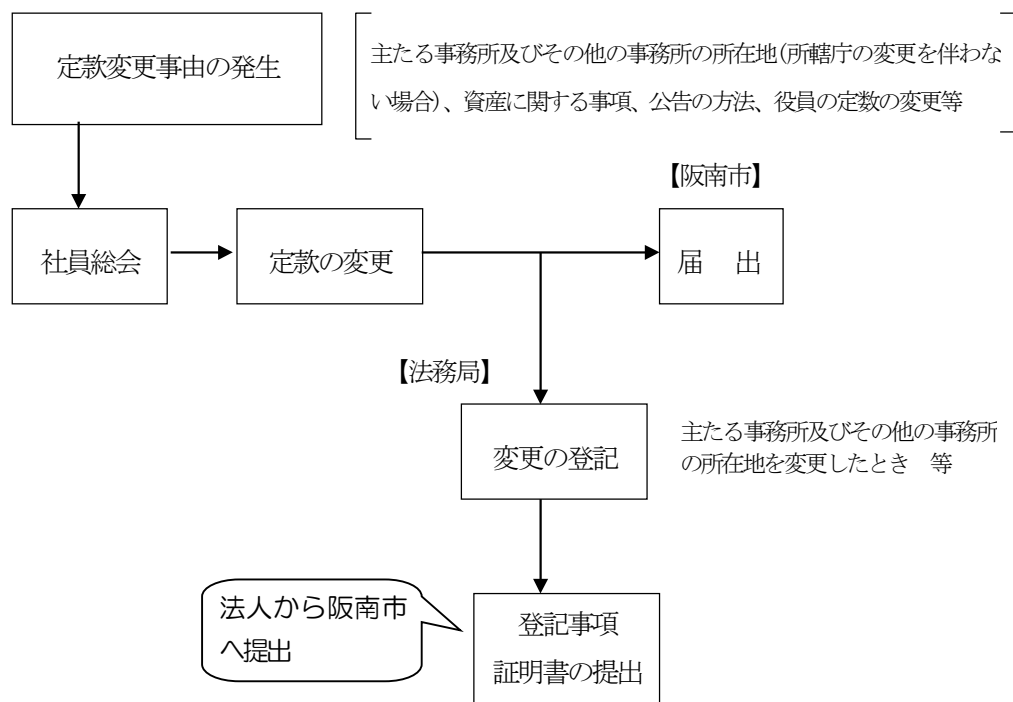
- ・現在、大阪府の所管法人である場合
⇒ 大阪府知事を経由して当該各市町村長あてに届出（変更先の市町村長あての書類を大阪府に提出してください。）※以後は各市町村の所管法人となります
 - ・現在、阪南市の所管法人である場合
⇒ 阪南市長から、大阪府知事を経由して、事務所を設置する権限移譲各市町村長あてに届出（変更先の市町村長あての書類を阪南市に提出してください。）
- 〔大阪府内での法人の所管の変更例〕（事例上の岸和田市と茨木市は権限移譲市）
- ・事務所が岸和田市内のみ→茨木市のみ…茨木市長あての書類を岸和田市へ提出（所管は、岸和田市から茨木市に変更になります。）
 - ・事務所が岸和田市内のみ→岸和田市内と茨木市内…大阪府知事あての書類を岸和田市へ提出（所管は、岸和田市から大阪府に変更になります。）

なお、事務所の所在地の変更を行った場合においても、次の場合は定款の変更とならないため、届出は不要となります。

- ・定款で事務所の所在地の規定が「大阪府阪南市に置く。」等となっており、阪南市内で住所を変更する場合。

ただし、法務局での登記の変更は必要であることにご留意ください。また、大阪府からNPO法人に連絡したい事項があるときに必要ですので、事務所の所在地や連絡先に変更があった場合は、文書やFAX等（様式の定めはありません）でお知らせください。

〔手続の流れ〕



登記事項に変更が生じた場合には、NPO法人は、主たる事務所の所在地の法務局においては2週間以内に、その他の事務所の所在地の法務局においては3週間以内に、変更の登記が必要です。

〔必要な書類〕

順番	書類の名称	ページ	部 数	チェック
1	定款変更届出書（様式第6号（第6条関係））	109	1部	
2	定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（コピー）	96	1部	
3	変更後の定款	97	2部	

【様式第6号（第6条関係）】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

特定非営利活動法人定款変更届出書

1部提出

年 月 日

阪南市長 様

定款で規定した正式名称を記載
してください。例:特定非営利活
動法人〇〇、NPO法人〇〇 等

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
ふ り が な
代 表 者 の 氏 名
主たる事務所の電話番号 ()

特定非営利活動法人の定款の変更をしたので、特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届出をします。

	変 更 後	変 更 前
定 款 の 変 更 内 容	第〇条… 2 …	第〇条… 2
	変更する条文を変更後、変更前とも省略せず、全文を記載してください。また、変更する箇所が明確に分かるよう、変更箇所にアンダーラインを引くなどしてください。（変更する条番号から記載してください。）	
変 更 の 時 期	変更日を記載してください。（社員総会の議決が必要）	
変 更 の 理 由	変更の理由について、簡潔に記載してください。	
添 付 書 類	1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（1部） 2 変更後の定款（2部（大阪府知事が所轄庁以外の関係知事である認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の場合にあっては、1部））	
備 考	2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が他の都道府県の知事に届け出る場合には、当該他の都道府県が定めるところによること。	

(3) 定款の変更に係る登記事項証明書の提出

定款変更の登記をしたときは遅滞なく、登記事項証明書を阪南市長に提出してください。

※定款変更が不要な住所の変更を行った場合に登記事項証明書の提出は不要ですが、阪南市からNPO法人に連絡したい事項があるときに必要ですので、文書やFAX等（様式の定めはありません）でお知らせください。

順 番	書 類 の 名 称	ペー ジ	部 数	チ ェ ッ ク
1	定款の変更に係る登記事項証明書の提出について (様式例)	1 1 0	1 部	
2	登記事項証明書 (原本)		1 部	
3	登記事項証明書 (コピー)		1 部	

＊ 書類は、この順に並べて、綴じないで提出してください。

＊ 郵送での提出も受け付けています。

【 様式例 】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

定款の変更に係る登記事項証明書の提出について		1部提出
阪南市長 様 定款で規定した正式名称を記載してください。例: 特定非営利活動法人〇〇、NPO法人〇〇 等 認証書に記載された認証日と文書番号を記入してください 年 月 日付け	登記された主たる事務所の所在地と一致させてください 年 月 日 主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人の名称 ふ り が な 代 表 者 の 氏 名 主たる事務所の電話番号 () 大阪府指令 第 号で認証を受けた で届出の } 定款の変更に係る 登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項の規定により、提出します。 (添付書類) 登記事項証明書 (1部) 登記事項証明書の写し (1部) 登記事項証明書の原本 (1部) 及びその写し (1部) を添付してください	

5 解散をする場合

NPO法人は、次の事由により解散します。

【解散事由】

(1) 社員総会の決議	(5) 合併
(2) 定款で定めた解散事由の発生	(6) 破産手続開始の決定
(3) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能	(7) 設立の認証の取消し
(4) 社員の欠亡（ひとりもいなくなる事）	

【社員総会の決議により解散する場合の手続の流れ】

- ① 社員総会の開催（112ページの議事録例を参照）
 - ・NPO法人の解散について意思決定をします。
 - ・残余財産の処分方法について決定します。
 - ・清算人を選任します。（原則として理事が清算人に就任します。総会でその他の者を選任することも可能です。）
- ② 解散の登記〔法務局〕
 - ・清算人は、法務局にNPO法人の解散と清算人を登記します。（主たる事務所所在地は2週間以内に登記が必要です。併せて清算人の印鑑を登記します。）
 - ・解散の登記をした時点で、NPO法人は「清算法人」となり、清算の範囲内で存続することとなります。
- ③ 解散届出書の提出〔阪南市〕
 - ・清算人は、阪南市長へ「解散届出書」を提出します。（添付書類：解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書）（114ページを参照）
- ④ 解散公告
 - ・清算人は、就職の日から遅滞なく公告を行い、債権者に一定の期間内に請求の申し出を催促します。（公告は、NPO法の規定により「官報」で行うこととされていますが、定款に、官報以外の方法を併せて行う規定を置いている場合にあっては（ア）解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告及び（イ）清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告については、定款に定められた公告方法に加え、官報に掲載して行う必要があります。）
- ⑤ 清算の結了
 - ・清算人は、定款に残余財産の帰属先の定めがない場合、「残余財産譲渡認証申請書」を阪南市長に提出します。（117ページを参照）
 - ・清算人は、債権者に債務の支払等を行い、残余財産を帰属先に引き渡します。
 - ・清算人は、法務局に清算結了の登記をします。（法人格の消滅）
- ⑥ 清算結了届出書の提出〔阪南市〕
 - ・清算人は、阪南市長に「清算結了届出書」を提出します。（添付書類：清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書）（115ページを参照）

官報について

官報は「法令の公布紙・国の広報誌」として明治16年7月2日に創刊された全国紙です。

NPO法では、解散の公告は官報で行うことと規定されています。

公告の方法や料金については、官報販売所にお問い合わせください。

大阪地区官報販売所 （株）かんぼう 大阪市西区江戸堀1-2-14 <肥後橋駅5号A出口前>

Tel 06-6443-2171

大阪市中央区谷町2-8-1 大手前M2ビル6階

Tel 06-6942-2174

【 解散総会の議事録 様式例 】

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇総会議事録

解散総会議事録は大阪府への提出は不要ですが、法務局
(登記所) への解散登記申請の際には添付が必要です。

1 日 時: 年 月 日 時 分から 時 分まで

2 場 所:

3 出席正会員数: 名 (うち委任状出席者数 名) 正会員総数 名

定款に規定された定足数が必要です。

4 議長の選任

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇の総会において、上記のとおりの方が出席した。理事長〇〇〇〇氏は、本日の総会は正会員総数の〇分の〇以上の出席があったので、有効に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

議長を選出すべく、全員で互選したところ〇〇〇〇〇が選ばれ、本人はこれを承諾し、議長席に着き、〇〇時〇〇分特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇の総会の開会を宣言し、議事に入った。

5 議 事

第1号議案 解散の件

議長は、特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇の解散について全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第2号議案 残余財産の処分の件

議長は、残余財産〇〇〇〇〇〇〇円に関し、△△△△に譲渡することについて全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第3号議案 清算人の選任の件

議長は、清算人の選任について諮ったところ、満場一致で次の者を選任した。なお、被選任者はその就任を承諾した。

清算人 〇〇〇〇

第4号議案 議事録署名人の選任の件

議事録署名人について、議長から本日出席の〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇の2名を指名したところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

議長は、以上をもって特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇の総会に関するすべての議事を終了した旨を述べ、閉会を宣した。(〇〇時〇〇分)

以上の議事の要領及び結果を明確にするため、議長並びに議事録署名人は、次に署名をする。

年 月 日

議 長
議事録署名人
議事録署名人

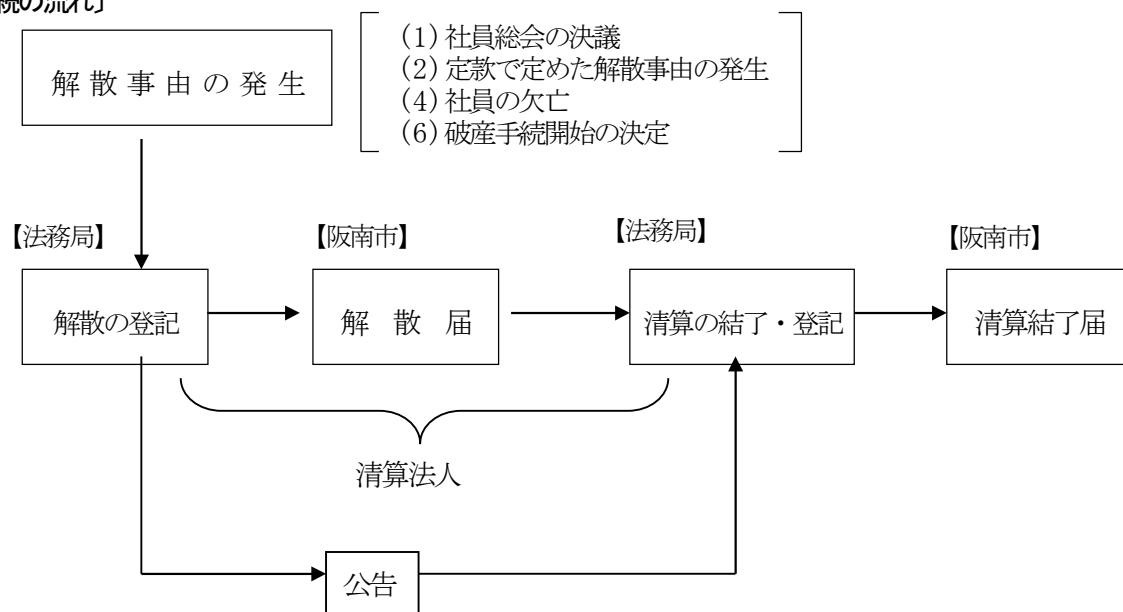
(1) 解散届

法人が、〔解散事由〕の(1)、(2)、(4)、(6)により解散した場合は、清算人は、阪南市長に届出を行う必要があります。

〔必要な書類〕

順番	書類の名称	ページ	部 数	チェック
1	特定非営利活動法人解散届出書 (様式第9号(第10条関係))	114	1 部	
2	解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書 (原本)		1 部	

〔手順の流れ〕



清算人は、遅滞なく公告を1回、官報に掲載し、債権者に一定の期間内に債権の申出を催促します。

【様式第9号（第10条関係）】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

特定非営利活動法人解散届出書

年 月 日

阪南市長 様

特定非営利活動法人の名称

清算人 住 所

ふ り が な

氏 名

電 話 番 号 ()

清算人の住所・氏名を
記載してください。

特定非営利活動法人を解散したので、特定非営利活動促進法第31条第4項の規定により、次のとおり届出をします。

解散した特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地	解散の事由を記載してください。 1号 社員総会の決議 2号 定款で定めた解散事由の発生 4号 社員の欠亡 6号 破産手続開始の決定
解散の事由	特定非営利活動促進法第31条第1項第 号による解散
解散の理由及び経緯	解散の理由及び経緯について具体的に記載してください。
残余財産の処分方法	・定款に定めがある場合は、「他のNPO法人」「国又は地方公共団体」「公益社団・公益財団法人」「学校法人」「社会福祉法人」「更生保護法人」のうち定款に定めた者に帰属します。 ・また、定款に定めがない場合は、知事の認証を得ることで、国又は地方公共団体に帰属させることができます。 ・上記以外の場合は、国庫に帰属します。
添付書類	解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書
備考	下線部には、解散事由に応じて1、2、4又は6を記入すること。

(2) 清算終了届

清算人は、清算終了後に、登記事項証明書を添えて、阪南市長に届出を行う必要があります。

〔必要な書類〕

順番	書類の名称	ページ	部 数	チェック
1	特定非営利活動法人清算終了届出書 (様式第13号(第14条関係))	115	1 部	
2	当該届出に係る特定非営利活動法人の清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書(原本)		1 部	

【様式第13号(第14条関係)】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

1部提出

特定非営利活動法人清算終了届出書

年 月 日

阪南市長 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇と
記載する。

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称

清算人の住所・氏名を
記載してください。

清算人 住 所
ふ り が な
氏 名
電 話 番 号 ()

特定非営利活動法人 _____ の清算が終了したので、特定非営利活動促進法第
32条の3の規定により、届出をします。

(添付書類)

当該届出に係る特定非営利活動法人の清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書

(備 考)

下線部には、法人名を記入すること。

(3) 解散認定申請

NPO法人が、「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」により解散しようとする場

合は、阪南市長の認定を受けなければなりません。これは、法人の活動目的である事業の成功が確定的に不可能となった場合、当該法人が存続している意味はなくなりますが、事業の成功が不能であるか否かについては不明確な場合があり得ることから所轄庁による認定が必要とされているためです。

【必要な書類】

順番	書類の名称	ページ	部 数	チェック
1	特定非営利活動法人解散認定申請書 (様式第8号(第9条関係))	116	1 部	
2	特定非営利活動法人の目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能を証する書類		1 部	

【様式第8号(第9条関係)】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

1部提出

特定非営利活動法人解散認定申請書

年 月 日

阪南市長 様

定款で規定した正式名称を記載してください。例: 特定非営利活動法人〇〇、NPO法人〇 等

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
ふ り が な
代 表 者 の 氏 名
主たる事務所の電話番号 ()

特定非営利活動法人を解散することについて、特定非営利活動促進法第31条第2項の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

事業の成功が不能となるに至った理由及び経緯について具体的に記載してください。

残余財産の処分方法

- ・定款に定めがある場合は、「他のNPO法人」「国又は地方公共団体」「公益社団・公益財団法人」「学校法人」「社会福祉法人」「更生保護法人」のうち定款に定めた者に帰属します。
- ・また、定款に定めがない場合は、知事の認証を得ることで、国又は地方公共団体に帰属させることができます。
- ・上記以外の場合は、国庫に帰属します。

添付書類

特定非営利活動法人の目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能を証する書面

(4) 残余財産の譲渡の認証

解散したNPO法人の残余財産の帰属先について、定款に定めがない場合は、国又は地方公共団体に譲渡する場合を除き、国庫に帰属します。

国又は地方公共団体に譲渡しようとする場合は、阪南市長に認証申請を行い、認証を受ける必要が

あります。

残余財産の帰属先について定款に定めがなく、NPO法に定める他の法人へ譲渡しようとする場合は、解散前に社員総会を開催し、定款に具体的な帰属先を明記するための定款変更認証申請を行う必要があります。

〔必要な書類〕

順番	書類の名称	ページ	部 数	チェック
1	特定非営利活動法人残余財産譲渡認証申請書 (様式第10号(第11条関係))	117	1 部	

【様式第10号(第11条関係)】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

1部提出

特定非営利活動法人残余財産譲渡認証申請書

年 月 日

阪南市長 様

特定非営利活動法人の名称
清算人 住 所
ふ り が な
氏 名
電 話 番 号 ()

清算人の住所・氏名を
記載してください。

解散した特定非営利活動法人の残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、次のとおり申請します。

解散した特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地	
譲渡すべき残余財産	
残余財産の譲渡を受ける者	譲渡を受ける者の欄には、国又は地方公共団体の名称を記載してください。 なお、譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載してください。
上記の譲渡を受ける者を決定した理由	上記の譲渡を受ける者を決定した理由を具体的に記載してください。

(5) 清算人の就職届

清算人が変更した場合など、NPO法人の清算中に清算人が就職した場合は、登記事項証明書を添えて、阪南市長に届出を行う必要があります。

〔必要な書類〕

順番	書類の名称	ページ	部 数	チェック
1	特定非営利活動法人清算人就職届出書 (様式第12号(第13条関係))	118	1 部	
2	就職した清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書		1 部	

【様式第12号(第13条関係)】※A4の大きさの用紙で提出してください。

特定非営利活動法人清算人就職届出書			1部提出
年 月 日			
阪南市長 様			
清算人の住所・氏名を記載してください。 特定非営利活動法人の名称 清算人 住 所 ふ り が な 氏 名 電 話 番 号 ()			
特定非営利活動法人の清算人が就職したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、次のとおり届出をします。			
清算中の特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地			
就職した清算人の ふ り が な 氏 名	住 所	就職年月日	
添付書類	就職した清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書		

6 合併をする場合

NPO法人は、社員総会の決議により、他のNPO法人と合併することができます(法33)。

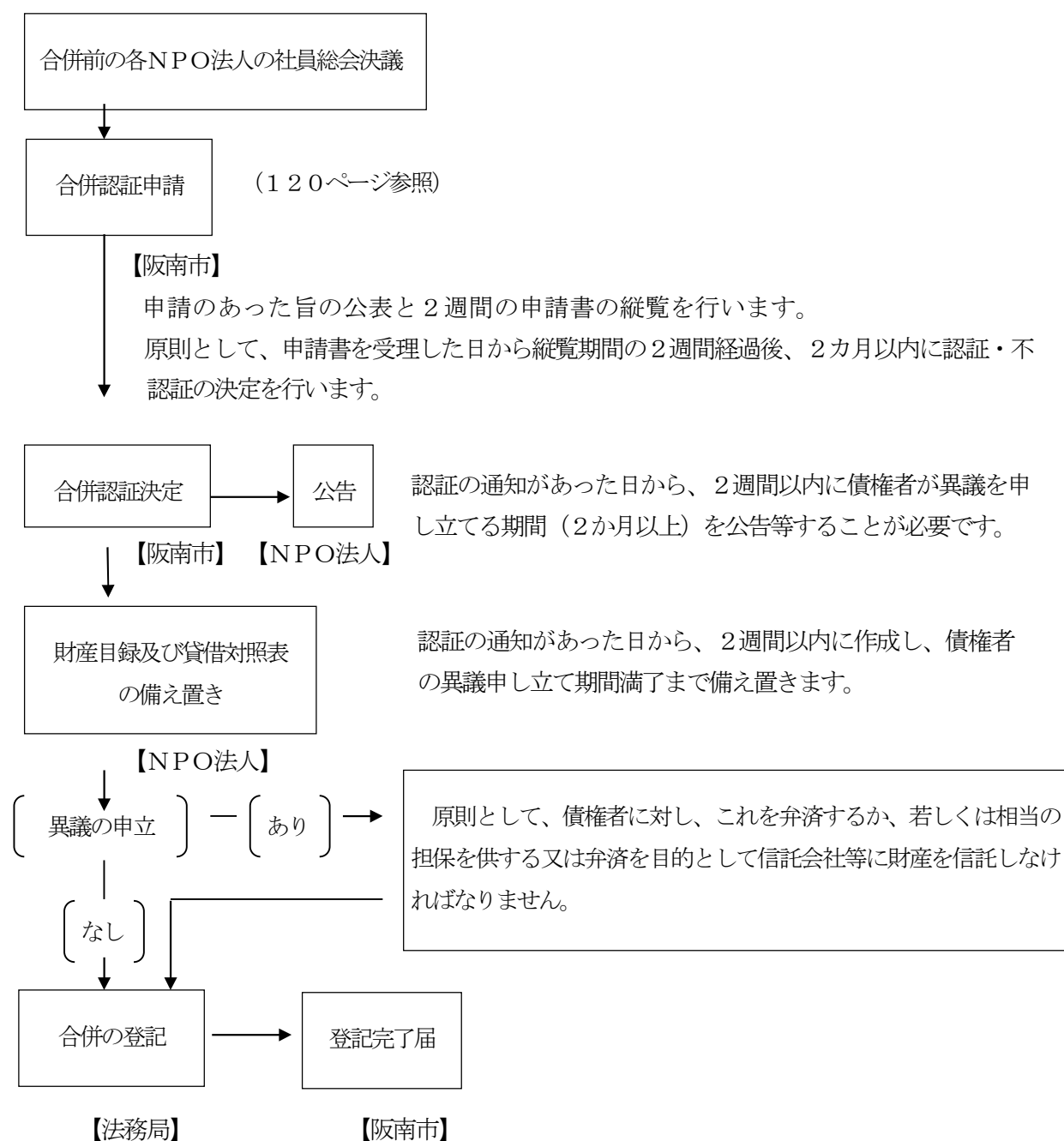
NPO法人が合併する場合は、合併後のNPO法人の事務所の所在する都道府県知事の認証を受けなければなりません。(2つ以上の都道府県に事務所を設置する法人で、主たる事務所が大阪府内の所轄庁は、大阪府知事となります。)

大阪府知事の認証を受けるときは、合併により設立する又は合併により存続するNPO法人の主たる事務所が大阪府内である場合に限られます。ただし、大阪府内各市町村の区域内のみに事務所を設置する場合(市町村の所管法人となる場合)は、阪南市長の認証を受けることになります。

合併の認証に伴う手続については、原則として設立認証手続に準じて行います。

なお認定、特例認定NPO法人と合併する場合は認定、特例認定NPO法人の手引を参照してください。

[手続の流れ]



特定非営利活動法人合併認証申請書 1部提出										
阪南市長 様 年 月 日										
合併する前の法人の連名で 申請してください。	申請者 合併の認証を受けようとする 特定非営利活動法人の名称 ふ り が な 代 表 者 の 氏 名 主たる事務所の所在地 合併の認証を受けようとする 特定非営利活動法人の名称 ふ り が な 代 表 者 の 氏 名 主たる事務所の所在地									
特定非営利活動法人の合併の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第34条第4項の規定により、次のとおり申請します。										
合併により存続し、又は合併により設立する特定非営利活動法人に係る事項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 50%;"></th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">代 表 者 の 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主たる事務所の所在地</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top; padding: 5px;"> その他の事務所がない場合は、空欄のままとしてください。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の事務所の所在地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">定 款 に 記 載 さ れ た 目 的</td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;"> 定款の目的（定款例では第3条）を省略せずに全文記載してください。 例:この法人は、……を目的とする。 </td> </tr> </table>	名 称		代 表 者 の 氏 名		主たる事務所の所在地	その他の事務所がない場合は、空欄のままとしてください。	その他の事務所の所在地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的	定款の目的（定款例では第3条）を省略せずに全文記載してください。 例:この法人は、……を目的とする。
名 称										
代 表 者 の 氏 名										
主たる事務所の所在地	その他の事務所がない場合は、空欄のままとしてください。									
その他の事務所の所在地										
定 款 に 記 載 さ れ た 目 的	定款の目的（定款例では第3条）を省略せずに全文記載してください。 例:この法人は、……を目的とする。									
添 付 書 類	1 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本（1部） （次の書類は、合併により存続し、又は合併により設立する特定非営利活動法人に係るものを添付すること。） 2 定款（2部） 3 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）（2部） 4 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（1部） 5 各役員の住所又は居所を証する書面（1部） 6 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（1部） 7 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（1部） 8 合併趣旨書（2部） 9 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（2部） 10 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（2部） （備考） 法とは、特定非営利活動促進法をいう。									

【その他】

- ① 添付書類のうち、「合併の議決をした社員総会の議事録の謄本」は、合併前の各NPO法人に関するものとなります。それ以外の書類は、合併後のNPO法人に関する書類となります。
- ② その他、添付書類等については設立認証申請を参照してください。
- ③ 大阪府内各市町村の区域内のみに事務所を設置する場合（市町村の所管法人となる場合）は、阪南市の定める様式を使用してください。

NPO法人として、認知度を高めることは、法人の目的達成に向けた重要な事項であり、認知度向上による寄附金の収入が増えることで、NPO法人としての財政基盤強化が期待できます。

ここでは、寄附者が税額控除を受けることができる法人になる方法をご紹介します。

大阪府では、地域で公益的な活動を行う特定非営利活動法人を条例で指定し、当該法人に対して寄附を行った場合に、個人府民税の所得割の税額控除を行う市民公益税制（４号条例）制度を導入しています。

条例指定を受けるには、府の指定基準を満たし、条例で指定されることが必要です。

大阪府／「市民公益税制」4号指定制度について (osaka.lg.jp)

- ・指定要件のうち、寄附者の人数要件について、認定NPO法人の要件を緩和
(年3千円以上の寄附者が認定NPO法人100人→条例指定NPO法人50人)
- ・条例指定NPO法人になることで認定NPO法人になるためのPST（パブリックサポートテスト）を満たすことができる
- ・大阪府の条例で指定を受けることによって法人の認知度の高まりが期待できる

運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリックサポートテストを含む）に適合したものとして、大阪府知事（大阪市、堺市のみに事務所がある場合は各市長）の認定を受けたNPO法人をいいます。

新たに設立されたもの（設立後5年以内）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全育成な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（パブリックサポートテストを含む）に適合したものとして、大阪府知事（大阪市、堺市のみに事務所がある場合は各市長）の特例認定を受けたNPO法人をいいます。

寄附者に対する詳しい税制上の措置については、P13をご確認ください